金沢市人権教育・啓発行動計画

平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度

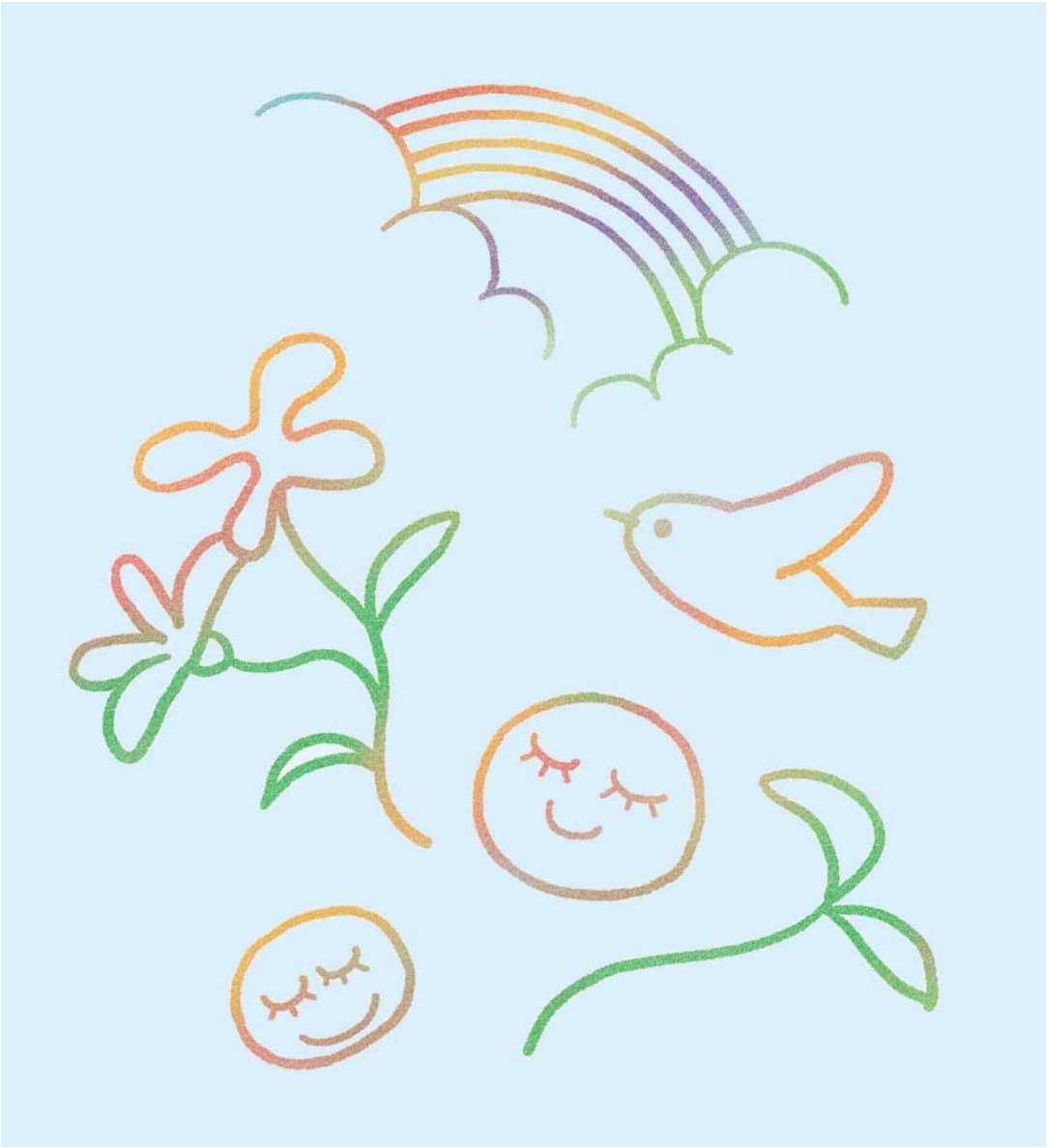

金沢市

は　じ　め　に

「人権の世紀」と言われる21世紀になり、すでに10年を超える歳月がたちましたが、いまだに、女性、子供、高齢者、障害のある人など様々な人々に対する差別、いじめ、暴力など人権を侵害する行為が跡を絶ちません。

国際連合は、1995年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みを推進しました。この取り組みは2004年に一定の成果をあげて終了し、現在では人権文化のさらなる発展を促進するために、「人権教育のための世界計画」（2005年～）を採択し、取り組みを進めています。

金沢市では、平成15（2003）年３月に「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」を策定し、「社会全体の人権意識の高揚を図り、市民が人権尊重の態度を習慣として身に付け実行していける社会の実現」を目標として、人権教育・人権啓発を進めてきましたが、この計画期間が平成２４年度末で終了することから、新たな「金沢市人権教育・啓発行動計画」について検討してきました。

新たに策定した本計画は、「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」の取り組み結果と課題を踏まえるとともに、新しい人権課題についても考慮したものであり、計画期間は平成２５年度から平成34年度までの10年間としています。

人権は「空気」や「水」のように、私達の生活に必要で不可欠なものです。他人を傷つけたり、人権侵害や差別をしたりすることがないよう、市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い、人権意識を高めなくてはなりません。本計画の推進により、市民の皆様とともに人権について学び、金沢が差別のない、人権が大切にされるまちとなるよう一層努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成25（2013）年４月

金沢市長　山　野　　之　義

第１章　基本的な考え方

１　計画策定の背景 …… 1
(1)　国際的な動向 …… 1
(2)　国・県の動向 …… 2
(3)　金沢市の取り組み …… 3
２　人権教育・啓発の概念 …… 5
３　計画の目標と基本的視点 …… 6
(1)　目　標 …… 6
(2)　基本的視点 …… 6
４　計画の性格と計画期間 …… 7
(1)　計画の性格 …… 7
(2)　計画期間 …… 7

第２章　人権をめぐる市民の意識

１　回答者の属性 …… 8
２　人権への関心状況と活動の参加 …… 9
(1)　人権についての関心度 …… 9
(2)　関心のある人権問題 …… 10
(3)　人権問題の解決に向けた活動への参加 …… 11
３　人権侵害についての経験 …… 11
(1)　差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか …… 11
(2)　どのような場合に差別や人権侵害を受けたと感じたか …… 12
(3)　差別や人権侵害をしたことがあるか … 13
４　人権尊重社会に向けて …… 13
(1)　講演会・研修会や人権講座などに参加したことがあるか …… 13
(2)　講演会・研修会に参加したことがないのはどうしてですか …… 14
(3)　啓発活動に効果的な媒体 …… 14
５　課題とまとめ …… 15
(1)　調査結果から見た課題 …… 15
(2)　ま と め …… 18

第３章　人権問題の現状と重要課題への対応

人権問題体系図 …… 19

1　女性の人権　（男女共同参画の推進） …… 20
(1)　現状と課題 …… 20　(2)　施策の方向性 …… 22

2　子どもの人権 …… 24
(1)　現状と課題 …… 24　(2)　施策の方向性 …… 26

3　高齢者の人権 …… 28
(1)　現状と課題 …… 28　(2)　施策の方向性 …… 30

4　障害のある人の人権 …… 32
(1)　現状と課題 …… 32　(2)　施策の方向性 …… 34

5　同和問題 …… 36
(1)　現状と課題 …… 36　(2)　施策の方向性 …… 38

6　外国人の人権 …… 39
(1)　現状と課題 …… 39　(2)　施策の方向性 …… 41

7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権 …… 42
(1)　現状と課題 …… 42　(2)　施策の方向性 …… 44

8　犯罪被害者等の人権 …… 45
(1)　現状と課題 …… 45　(2)　施策の方向性 …… 46

9　刑を終えて出所した人等の人権 …… 47
(1)　現状と課題 …… 47　(2)　施策の方向性 …… 47

10　インターネットによる人権侵害 …… 48
(1)　現状と課題 …… 48　(2)　施策の方向性 …… 50

11　その他の人権問題 …… 51
(1)　現状と課題 …… 51　(2)　施策の方向性 …… 53

第４章　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1　就学前における人権教育 …… 54

2　学校における人権教育 …… 55

3　家庭・地域における人権教育・啓発 …… 57

4　企業等における人権啓発 …… 58

第５章　特定の職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

１　教 職 員 ―― 59
２　社会教育関係者 ―― 59
３　保健・医療関係者 ―― 59
４　福祉関係者 ―― 60
５　消防職員 ―― 60
６　市 職 員 ―― 60
７　マスメディア関係者 ―― 61

第６章　人権教育・啓発の効果的な推進

１　人材の育成 ―― 62
２　教材・学習プログラム等の開発 ―― 62
(1)　教材（啓発資料、リーフレット、ビデオ、図書等） …… 62
(2)　学習プログラム …… 62
(3)　関係団体等との連携 …… 63
３　市民意識の把握と効果的な推進のための情報提供 ―― 63
(1)　市民意識の把握 …… 63
(2)　効果的な推進のための情報提供 …… 63
４　国、県、関係団体等との連携 ―― 63

第７章　行動計画の推進のために

１　推進体制 ―― 64
２　計画の評価と見直し ―― 64

資　料　編

日本国憲法（抄） 67
世界人権宣言 69
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 74
人権教育・啓発に関する基本計画（抄） 76
主な国際年と国際の10年 95
日本が締結している主な人権関係条約 96

第１章　基本的な考え方

１　計画策定の背景

(1)　国際的な動向

私たちは、二度にわたる世界大戦を経験し、平和と人権がいかにかけがえのないものであるかを学びました。1948 年の国連総会で採択された世界人権宣言では、その第１条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が提示されました。この宣言を具体化するため、1965 年の「人種差別撤廃条約」、1966 年の「国際人権規約」、1979 年の「女子差別撤廃条約」、1989 年の「児童の権利に関する条約」など、多くの人権に関する規約・条約が採択され、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

しかし、東西冷戦終了後においても、各国間・国内での民族・宗教をめぐる対立や紛争により、人権を侵害する多くの問題が発生し、多数の犠牲者を出しました。

このため、人権尊重の潮流が世界に急速に高まり、1994 年の国連総会において、1995 年から 2004 年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始され、2004 年に一定の成果をあげて終了しました。しかし、「人権の世紀」を標榜した 21 世紀に入っても民族紛争やテロなどによって依然として人権侵害が続く状況のなか、国連は人権文化のさらなる普及のために、「人権教育のための国連 10 年」をフォローアップする「人権教育のための世界計画」（2005 年～）を採択しました。

「人権のための世界計画」は終了期間を設けず、フェーズ及び行動計画を策定して段階的に焦点を当て人権文化の普及を行っていくもので、現在行われている第 2 フェーズ行動計画（2010～2014 年）では「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点があてられています。

また、2011 年 12 月の国連総会において、全てのステークホルダー（利害関係者）による、協働の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化すべきであるという強力なメッセージである「人権教育と研修に関する国連宣言」が採択されました。

(2)　国・県の動向

①　国の動向

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定までの経緯

我が国においては、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法のもと、その具現化のために、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

人権をめぐる国際的な動きの中、我が国においても、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護と人権意識の普及に向けた取り組みが進められてきました。

一方、我が国固有の人権問題である「同和問題」については、度々の立法措置が講じられ、その結果、生活環境は一定の改善がなされましたが、結婚や就職に際して差別事象が見られるなど、依然として問題が存在しています。

また、国は「人権教育のための国連10年」を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成９(1997)年７月には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定しました。

平成８(1996)年12月には、「人権擁護施策推進法」が５年間の時限立法として制定され、人権の教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（平成11(1999)年７月）、「人権救済制度の在り方について」（同13(2001)年5月)、「人権擁護委員制度の改革について」（同13年12月）の3つの答申を行いました。

国は、人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12(2000)年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）を制定し、人権教育・啓発に関する理念や国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定、年次報告等、所要の措置を定めました。

◆「人権教育・啓発推進法」制定後の取り組み

人権教育・啓発推進法に基づき、平成14(2002)年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。その後も、「児童虐待の防止等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定など、個別の人権関係法の改正や整備が行われています。

また、基本計画を受けて、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成 20(2008)年）」を公表しました。

なお、法務省は平成 23(2011)年８月に「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」を公表し、同年 12 月に「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」を公表しています。

②　石川県の動向

石川県では、国内行動計画に示された人権教育の基本的な考え方にそって、県民が人権の意義やその重要性について、十分認識し、人権尊重が当たり前となる社会が築かれるよう、人権教育を推進していくために、平成 12(2000)年３月に「人権教育のための国連 10 年石川県行動計画」（以下「国連 10 年石川県行動計画」という。）を策定しました。

さらに、平成 17（2005）年３月には、前年に終了した「国連 10 年石川県行動計画」を受け継ぐものとして、人権教育・啓発推進法に基づく「石川県人権教育・啓発行動計画」を策定しました。これらの行動計画を通して、石川県ではあらゆる人権問題を県民全体の課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策の一層の推進を図っています。

(3)　金沢市の取り組み

平成７(1995)年 12 月策定の「金沢世界都市構想」においては、「人権の尊重と男女共同参画型社会の実現」に向けて、「市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、差別をしない意識を醸成すること、誰もが自己の持つ可能性を十分に発揮できるよう、学校教育・社会教育・啓発活動の一層の充実・推進など社会的条件の整備を図っていくこと」をうたっています。

この構想を受けた平成８(1996)年３月の「金沢市新基本計画(平成８～17年度)」では、①人権思想の普及と人権尊重意識の醸成、②高齢者、障害のある人、子どもの人権についての正しい認識の啓発、③国際的人権意識の醸成などを柱として、社会教育や学校教育などを通して、市民啓発や人権教育を積極的に推進してきました。

また、「金沢世界都市構想第２次基本計画（平成18～27年度）」では、目標の一つである「安心して暮らせるまち・金沢をつくる」の健康・福祉・医療分野の施策として「人権文化の創造」を掲げています。「人権の尊重」の取り組みとして「人権教育・啓発の推進」、「多文化共生社会の実現」、「国際平和の推進」など、「男女共同参画社会の推進」の取り組みとして「女性の人権が守られる社会づくり」、「自分らしく生きるための意識づくりと男女平等の風土づくり」などを推進しています。

◆「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」(計画年度：平成15～24年度)の策定

しかし、女性に関する人権問題、子どもに関する人権問題、高齢者に関する人権問題、障害のある人に関する人権問題、同和問題、外国人に対する差別や偏見、ＨＩＶ・ハンセン病などの感染症に関する人権問題など、多くの人権に関する問題が存在していることから、平成15(2003)年３月、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」を策定し、取り組んできたところです。

金沢市の主な関連計画

計画の名称	計画年度
金沢世界都市構想	平成７(1995)年～
金沢世界都市構想第２次基本計画	平成18～27年度
新・金沢市男女共同参画推進行動計画	平成25～29年度
金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画	平成22～26年度
金沢市少子化対策推進行動計画 かなざわ子育て夢プラン2005・2010	平成17～26年度
金沢子どもを育む行動計画2013	平成25～29年度
金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画 長寿安心プラン2012	平成24～26年度
第３次金沢市障害者計画 ノーマライゼーションプラン2009	平成21～26年度
新・金沢市生涯学習推進計画	平成18～27年度
金沢市地域福祉計画2013	平成25～29年度

◆新「世界の『交流拠点都市金沢』をめざして」

平成 25 年３月に策定した本市の新たな都市像となる「世界の『交流拠点都市金沢』」の実現では、交流拠点都市として金沢が発展していくためには、行政ばかりでなく、市民一人ひとりが社会での役割や他者との関わりをこれまで以上に意識していくことが重要であるとしています。行政と市民が一体となって、多くの人々にとって、「チャンスがあるまち」となるための環境整備に最大限の努力をします。そのため基本方針の中に、人権尊重と男女共同参画社会の推進を掲げています。

◆新「金沢市人権教育・啓発行動計画」(計画年度：平成 25～34 年度)の策定

「『国連人権教育 10 年』金沢市行動計画」は平成 24(2012)年度が計画期間の最終年度となっています。この計画に基づき、すべての市民の人権が尊重・擁護され、差別のない金沢の実現をめざし、市民の人権意識を高め、人権問題を正しく理解・認識するとともに、市民が自らの課題として取り組むための人権教育・人権啓発の推進に努めてきましたが、依然として予断や偏見による人権問題が存在しています。

このため、「『国連人権教育 10 年』金沢市行動計画」の取り組み結果と課題を踏まえ、新しい課題についても検討し、「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定することとしました。

２　人権教育・啓発の概念

人権教育は、人権教育・啓発推進法第２条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されており、学校教育と社会教育において行われる教育活動をいいます。また、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。

さらに同法第３条においては、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と基本理念を示しています。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的」としています。

３　計画の目標と基本的視点

(1)　目　標

日本国憲法は、すべての国民に自由と平等を認めています。基本的人権について規定した第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、第 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。

金沢市が、安心して、誇りをもって暮らせるまちとなるには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重すること、すなわち人権の尊重と共生が達成されることが重要です。

この行動計画では、

「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標とします。

この目標の達成のため、下記の数値目標の達成をめざします。

◎人権問題に関する意識調査において、人権に関心がある人の割合 71.7%(平成23年度意識調査:関心がある(27.4%)＋少し関心がある(44.3%)) → 80%

(2)　基本的視点

この行動計画の策定及び推進にあたって、次の３点を基本的視点とします。この視点は、具体的施策を策定する際の判断基準であるとともに、施策を実行する際に重要な視点となります。

①　共生の心の育成

性別、性的指向、世代、障害の有無、病気の有無、国籍などの異なる人々が共に暮らしているのが現実の社会です。市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認めあい、また支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

②　生涯を通した人権教育・啓発

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの生涯の中でさまざまな機会を通じて実施されることにより効果をあげるものです。

市民が生活のあらゆる場面において、人間尊重の心を育み、人権問題について学習できるよう、人権教育・啓発を生涯を通じた課題としてとらえ、市民の学習活動を効果的に推進していきます。

③　市民との協働

人権教育・啓発は、行政のみで対応できるものではなく、家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場において、市民や各種の団体と協働することにより効果的に推進することができます。

金沢市には、先人の培ってきた「市民との協働と社会連帯」の土壌があります。地域の組織への働きかけ、ＮＰＯ法人をはじめとする市民の自主的団体の活動やネットワークづくりへの支援など、行政と各種団体が連携・協働することを通して、人権教育・啓発を推進していきます。

４　計画の性格と計画期間

(1)　計画の性格

この行動計画は、人権教育・啓発推進法第５条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」という規定を根拠としており、「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」の趣旨を受け継ぐものです。

この行動計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、石川県の「石川県人権教育・啓発行動計画」を踏まえるとともに、人権に関係する本市のさまざまな計画との整合性を図り策定しました。

(2)　計画期間

この行動計画の期間は、平成25(2013)年度から平成３４(2022)年度までの10年間とします。

第２章　人権をめぐる市民の意識

金沢市では本計画の策定に先立ち、基礎資料を得ることを目的として、平成23年12月に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。この章では、この市民意識調査について、調査の概要と結果の分析を掲載します。調査中、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権など個別の人権問題については、第３章の中に取り上げます。

（※意識調査報告書は、金沢市ホームページに掲載されております。）

- 調査対象：金沢市に居住する20歳以上の男女個人
- 調査方法：郵送
- 調査時期：平成23年12月２日～20日
- 回収結果：

調査票配布数	回 収 数	回 収 率
2,500	1,197	47.9%

１　回答者の属性

図表２－１　性　別

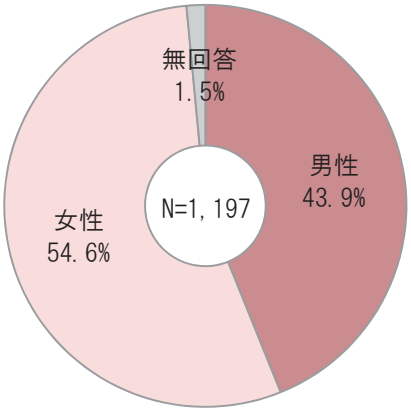

図表２－２　年　齢

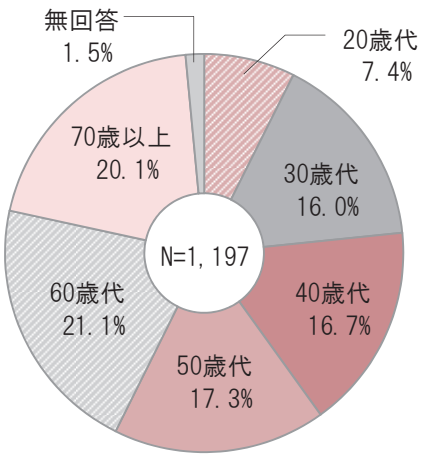

※以下、表中「N」は回答数を表しています。

２　人権への関心状況と活動の参加

(1)　人権についての関心度

人権への関心をたずねたところ、「関心がある」は 27.4%、「少し関心がある」は 44.3%となっており、この両者を合わせた＜関心がある＞は 71.7%となっています。これに対し、「あまり関心がない」（23.7%）、「関心がない」（2.4%）を合わせた＜関心がない＞は 26.1%と約４人に１人の割合となっています。

性別にみると、男性は「関心がある」との積極的関心層が 34.7%と多くなっているのに対し、女性は 21.6%と少なく、「少し関心がある」といった消極的関心層がやや多くなっています。また、＜あまり関心がない＞と＜関心がない＞とする人の合計は 28.1%となっています。

図表２－３　人権について関心がありますか

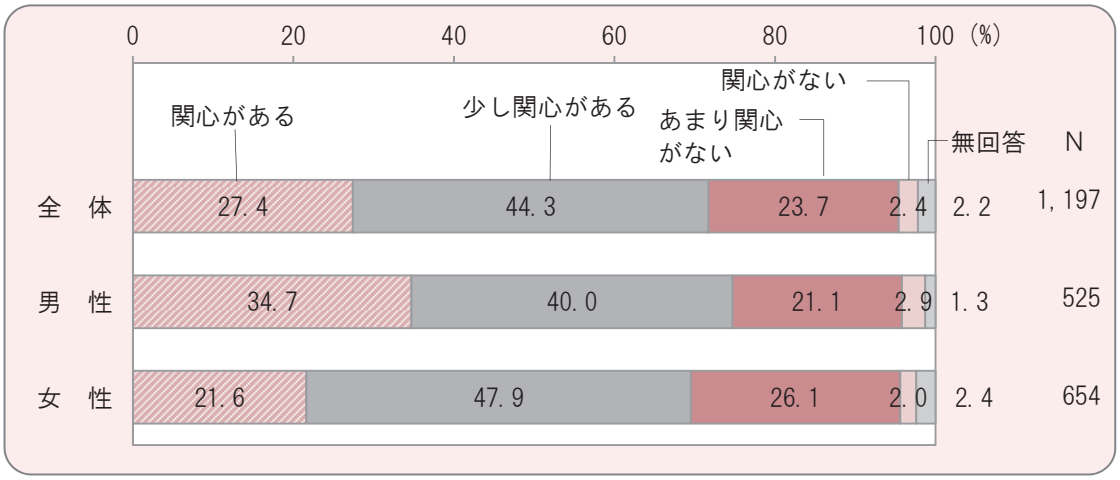

(2)　関心のある人権問題

関心のある人権問題としては、「障害のある人に関する問題」が 63.5%で最も高く、ついで、「高齢者に関する問題」、「子どもに関する問題」が 50%台、「女性に関する問題」、「インターネットによる人権侵害問題」が 40%台で続いています。

図表２－４　関心のある人権問題（複数回答）

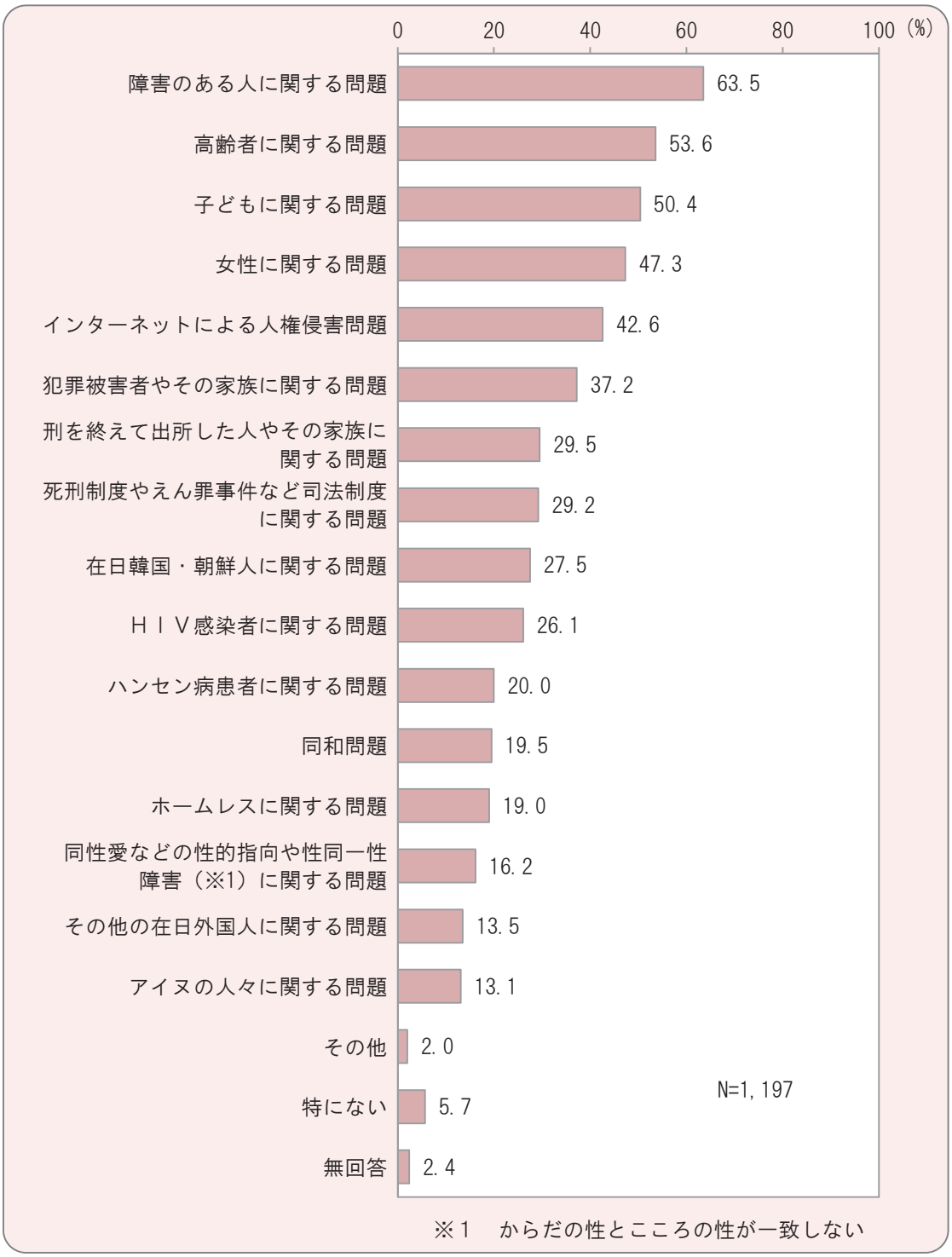

(3)　人権問題の解決に向けた活動への参加

関心のある人権問題の解決に向けて「すでに活動している」は2.7%、「活動に向け準備をしている」は0.3%と低いですが、「機会があれば活動したい」（18.0%）、「誰かから誘われれば、やる気はある」（11.3%）など活動意向を示している人は29.3%と3割近くを占めています。

図表２－５　人権問題の解決に向けた活動への参加

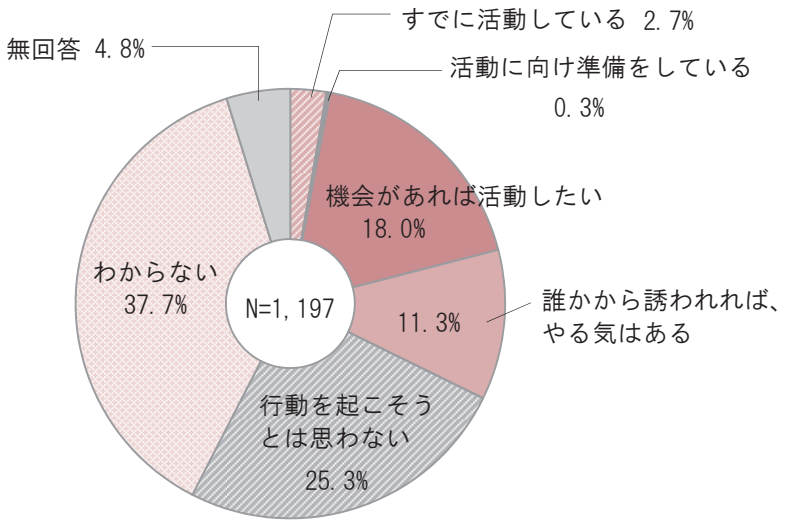

3　人権侵害についての経験

(1)　差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか

日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」としている人は20.6%と、5人に1人の割合となっています。性別による大きな差はみられず、各層とも20%前後が「ある」と答えています。

図表２－６　差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか

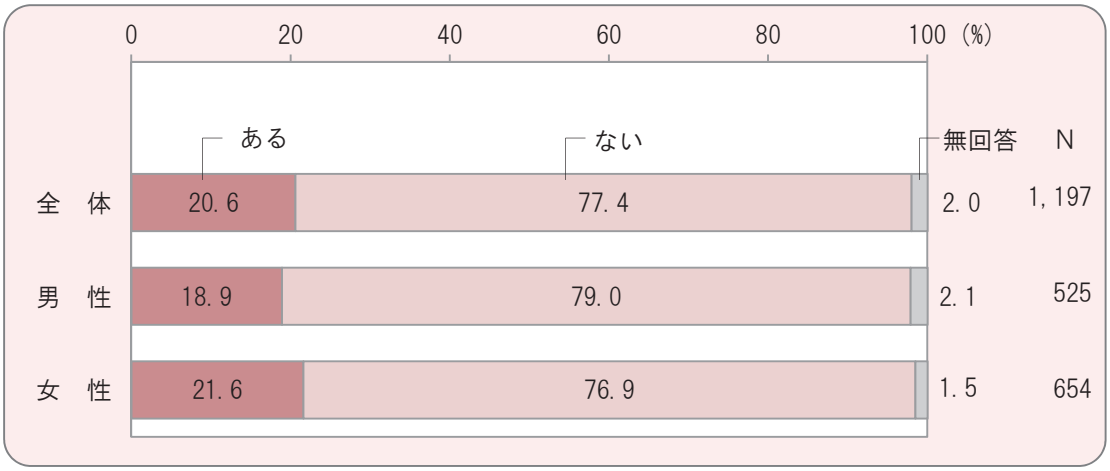

(2)　どのような場合に差別や人権侵害を受けたと感じたか

差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」人の内容をみると、「職場などでの不当な扱い」と「あらぬ噂や悪口、かげ口などで信用を傷つけられた、または侮辱されたこと」の２項目が40%以上と高く、以下「暴力・脅迫・虐待・強要など」、「役所や医療機関などでの不当な扱い」、「地域住民からのいやがらせ・迷惑行為」が15%以上で続いています。

図表２－７　差別や人権侵害を受けたと感じたのはどのような場合ですか（複数回答）

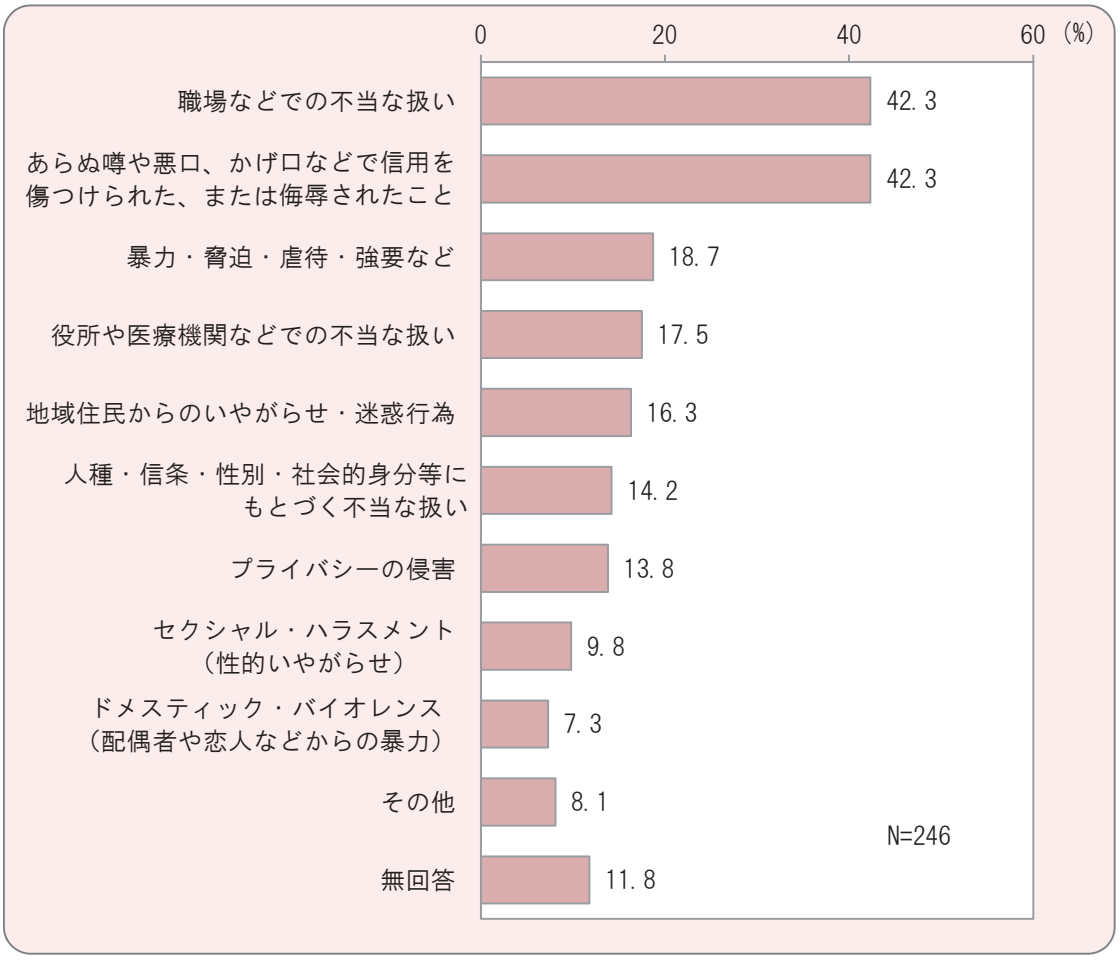

(3)　差別や人権侵害をしたことがあるか

今までに他人に対し、差別や人権侵害をしたことについては、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」とする人が47.6%と半数近くを占めています。明確に「あると思う」とする人は6.9%、「ないと思う」とする人は41.7%となっています。

図表２－８　今までに他人に対し、差別や人権侵害をしたことがありますか

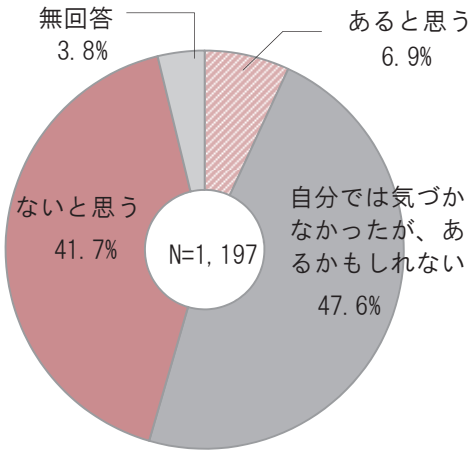

4　人権尊重社会に向けて

(1)　講演会・研修会や人権講座などに参加したことがあるか

人権問題に関する講演会・研修会や人権講座への参加経験をみると、「参加したことがある」は9.4%にとどまっています。「開催されていることは知っていたが、参加したことはない」は27.2%となっており、講演会・研修会や人権講座が開催されていることを知っている人は36.6%です。一方、「開催されていることを知らなかった」とする人は58.2%となっています。

図表２－９　公民館などでの講演会・研修会や人権講座などに参加したことがありますか

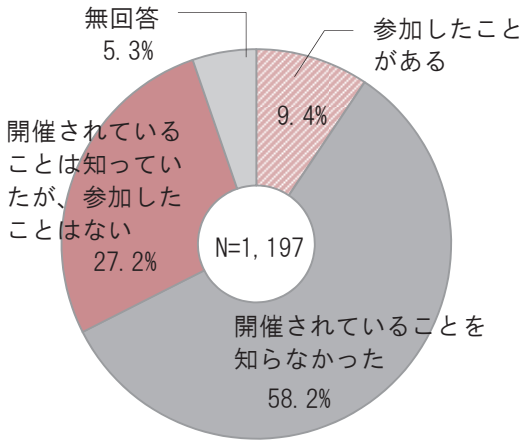

(2)　講演会・研修会に参加したことがないのはどうしてですか

人権問題に関する講演会・研修会や人権講座が「開催されていることは知っていたが、参加したことはない」とする人の不参加理由をみると、「開催されている時間（主に平日の日中）に都合がつかないから」が43.7％と最も多く、ついで、「興味のあるテーマが少ないから」、「関心がないから」、「会場が遠いなど、開催場所が限られているから」が２割前後で続いています。

図表２－10　講演会・研修会に参加したことがないのはどうしてですか

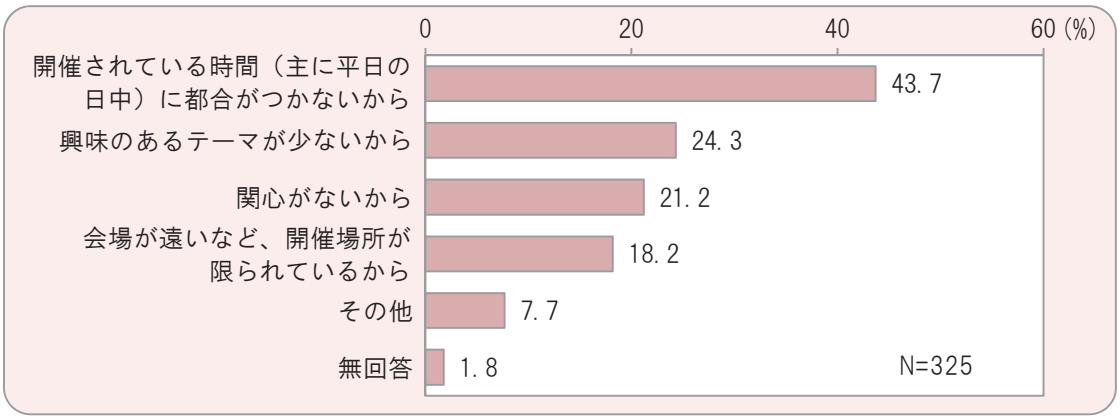

(3)　啓発活動に効果的な媒体

市が啓発活動を行う場合の効果的な方法や媒体としては、「テレビ」と「新聞広報や新聞広告」といったマスメディアをあげる人が50%前後と高くなっています。ついで、「講演会・研修会・学習会など」（30.9%）と「チラシやパンフレット」（23.3%）が続いています。

図表２－11　啓発活動に効果的な媒体（複数回答）

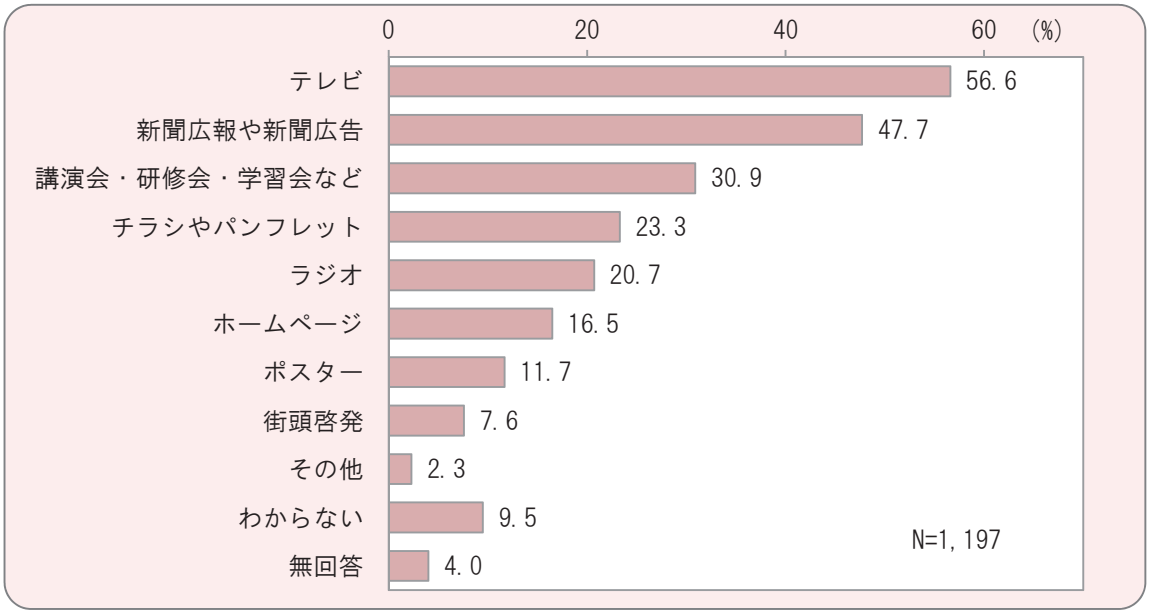

5　課題とまとめ

(1)　調査結果から見た課題

①　人権問題に対する関心の喚起・高揚

人権に“関心がある”とする人は市民の７割強と多数を占めますが、“関心がない”とする人も約４人に１人の割合と少なくありません。

関心のある人権問題としては、「障害のある人に関する問題」、「高齢者に関する問題」、「子どもに関する問題」、「女性に関する問題」、「インターネットによる人権侵害問題」などに高い関心が寄せられており、これらの問題は市民にとって“身近に感じられやすい人権問題”群と捉えられています。

一方、「同和問題」、「ホームレスに関する問題」、「同性愛などの性的指向や性同一性障害（からだの性とこころの性が一致しない）に関する問題」、「その他の在日外国人に関する問題（在日韓国・朝鮮人を除く）」、「アイヌの人々に関する問題」については、関心を持つ人が比較的少なく、“市民の関心が比較的低い人権問題”群となっています。人権問題については、テーマ・領域にかかわらず解決を図っていくことが求められており、“市民の関心が比較的低い人権問題”群についての啓発も進めていく必要があります。

また、人権への関心層と無関心層の関心のある人権問題を比較すると、関心層はいずれの人権問題についても高い関心が示されており、無関心層との間で大きな差がみられます。このように、人権問題への全体的な関心とさまざまな人権問題に関心を持つことは、不即不離の関係にあるといえ、さらなる人権問題への関心の喚起・高揚のための教育・啓発活動が求められます。

現在、関心のある人権問題の解決に向けて「すでに活動している」、「活動に向け準備をしている」とする人はごくわずかですが、「機会があれば活動したい」、「誰かから誘われれば、やる気はある」など活動意向を示している人は３割近くを占めており、こうした人をいかに具体的な活動につなげていくかということも今後の課題になります。

②　根深い差別意識の克服

差別一般に対する考え方をみると、「差別される人の言葉や思いをきちんと聞く必要がある」、「差別は、人間として恥ずべき行為の一つである」、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」といった考えは多数の人が肯定的にとらえています。その一方で、「差別は世の中に必要なこともある」、「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」、「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」、「差別を問題にすることによって、より

問題が解決しにくくなる」といった考えに肯定する人も少なくないなど、差別を受けている当事者に対しての理解や共感の欠如等、根深い差別意識が残存していることをうかがわせています。

このことは、日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」としている人が２割あり、今までに他人に対し、差別や人権侵害をしたことが「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」としているが半数近くを占めていることでも裏付けられます。このように根深く、潜在化している差別意識を克服していくことが求められます。

③　“身近に感じられやすい人権問題”群への対応

「障害のある人に関する問題」、「高齢者に関する問題」、「子どもに関する問題」、「女性に関する問題」、「インターネットによる人権侵害問題」など市民が高い関心を寄せる“身近に感じられやすい人権問題”群の主要な問題点と公的機関等に求められる対応を整理すると、以下のような主要課題があげられますが、基本的に人権問題に対する市民の指摘や要望は多岐にわたっており、積極的に教育・啓発活動を推進するほか、必要な場合には企業などへの働きかけや制度等の改善に取り組むなど、意識と並んで、実際の社会生活にかかわる面での改善にも取り組むことが求められます。

男女共同参画社会の実現に向けての主要課題	◆ワークライフバランス実現に向けた環境づくり ◆家庭生活における固定的な性別役割分担意識の払拭 ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性へのあらゆる暴力の根絶 ◆職場における男女平等の推進 ◆学校教育等における男女平等教育の推進
子どもの人権問題に関する主要課題	◆いじめの防止 ◆虐待防止 ◆家庭での教育力の向上 ◆地域の養育力の回復 ◆子どもの個性・自主性の尊重
高齢者の人権問題に関する主要課題	◆高齢者の経済的・身体的・精神的自立に向けての環境づくり ◆地域における高齢者の見守り体制の構築 ◆バリアフリーの推進
障害のある人の人権問題に関する主要課題	◆障害のある人への理解の促進 ◆就労支援の充実 ◆バリアフリーの推進 ◆障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べる教育環境づくり ◆地域で障害者を支える仕組みづくり
インターネットによる人権侵害等への対応に関する主要課題	◆監視・取締り・規制・罰則の強化 ◆情報モラルの推進 ◆個人情報保護の推進 ◆被害者の相談・救済体制の充実

④　同和問題への理解・認識の深化

関心のある人権問題として「同和問題」をあげる人は 2 割と少なかったのですが、同和問題について、「知らない」とする人は５人に１人強にとどまっています。

同和問題を知っているとする人の同和問題についての認識は、「現在も身近にある問題だと思う」としている人は少なく、「身近な問題ではないが、ほかの地域では問題だと思う」とする人が多く、特に若年層で目立っています。

同和問題の解決のため行政等公的機関に求められることとしては、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」ことをあげる人が半数強を占め、また、若年層では同和問題を「学校の授業で教わった」とする人も多いことから、今後も学校教育等を通じての教育・啓発活動の充実を図るとともに、さまざまな機会をとらえて、市民の同和問題への理解・認識を深めていく必要があります。

⑤　“市民の関心が比較的低い人権問題”群への対応

「犯罪被害者やその家族に関する問題」など“市民の関心が比較的低い人権問題”群について、調査結果にもとづく主要課題を整理すると以下のようになります。

これらの人権課題についても意識啓発や各種支援などソフト・ハードの両面から人権課題の解決に向けた的確な取組を推進する必要があります。

犯罪被害者やその家族の人権問題に関する主要課題	◆相談体制や支援の充実
刑を終えて出所した人やその家族の人権問題に関する主要課題	◆相談体制や支援の充実
在日外国人の人権に関する主要課題	◆在日外国人への認識・理解の促進 ◆日本語や日本理解のための機会や場の提供 ◆就労機会の確保や就労待遇の改善 ◆各種制度に関する情報提供
HIV 感染者・ハンセン病回復者等の人権問題に関する問題	◆ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等への認識・理解の促進 ◆学校教育における啓発活動の充実

⑥　相談体制・救済制度の一層の周知

人権侵害を受けた経験がある人の割合は 2 割あり、「職場などでの不当な扱い」と「あらぬ噂や悪口、かげ口などで信用を傷つけられた、または侮辱されたこと」の 2 つをあげる人が多くなっています。

人権侵害を受けたと感じた時の対応としては基本的に「黙ってがまんした」が多くなっています。ケースによっては、「身近な人に相談した」とする人もみられますが、「法務局・人権擁護委員などに相談した」など公的機関に相談している割合は少なく

なっています。人権尊重社会実現に向けて行政等公的機関の求められることとして、「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人に対する相談体制や救済策を充実させる」としている人が多いことから、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員をはじめ、人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知を図っていく必要があります。

⑵ ま と め

金沢市では、平成７(1995)年 12 月策定の「金沢世界都市構想」で、「人権の尊重と男女共同参画型社会の実現」に向けて、「市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重するような社会的条件の整備を図り、また男女がともに経済的、精神的に自立し、平等な立場で能力を発揮できるまちづくりの推進」を掲げ、市民啓発や人権教育を積極的に推進してきました。

しかし、今回の調査結果をみると、市民から様々な問題点や課題が指摘されており、いまだに多くの人権に関する問題が存在しているといえます。

障害のある人をめぐる問題、高齢者・子どもをめぐる問題、男女共同参画に関わる問題や同和問題に加え、ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等、ホームレスや性的指向等に対する偏見や差別意識による人権問題、個人情報保護をめぐる問題など新たな課題が生起しており、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層重要になっています。

だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現に向けて、市政のあらゆる分野において人権尊重の視点から施策を推進することが求められます。

そのためには、子どもの頃から差別しないことや人権の大切さを教える取り組みが重要であり、教育関係者や子どもたちの保護者に、この点をきちんと伝えるような啓発が必要であろうと考えられます。

また、人権教育、人権啓発において、「差別するということはどういうことか」、「差別しないということはどういうことか」を、わかりやすく具体的に伝えることが重要であり、一方的に話を聴くだけ、といった従来型の講演会・研修会から、参加型でじっくりと学ぶような学習機会の提供や一人ひとりが自分の問題として考えるようなプログラムの工夫も必要であろうと考えられます。

このほか、差別などの人権侵害を受けた場合の相談や対処の仕方についてより一層の周知を図ることが必要であろうと考えられます。

第３章　人権問題の現状と重要課題への対応

本章では、重要課題別に現状と課題をまとめ、計画の目標及び基本的視点を踏まえて今後の施策の方向性を示しています。

目標

すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現

重　要　課　題	施 策 の 方 向 性
女性の人権(男女共同参画の推進)	①　男女共同参画の推進に向けた意識の改革 ②　方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大 ③　就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現 ④　ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤　女性の人権と身体が守られる社会づくり ⑥　国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
子どもの人権	①　人権を大切にする心を育てる教育・啓発 ②　地域協力による子どもの健全育成 ③　児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応
高齢者の人権	①　高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発 ②　高齢者の社会参加の促進 ③　介護サービス等の基盤整備と質の確保 ④　高齢者の権利擁護 ⑤　バリアフリーの推進
障害のある人の人権	①　障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発 ②　障害のある人の社会参加の促進 ③　障害のある人の権利擁護 ④　バリアフリーの推進
同和問題	①　差別意識解消に向けた人権教育・啓発の充実 ②　公正な採用選考システム確立への支援 ③　えせ同和行為の排除 ④　相談体制の充実
外国人の人権	①　国際理解教育・啓発の推進 ②　国際化への環境整備 ③　多様な国際交流の促進 ④　公正な採用選考システム確立への支援 ⑤　相談体制の充実
ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権	①　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権についての教育・啓発 ②　相談体制等の充実
犯罪被害者等の人権	①　犯罪被害者等の人権についての教育・啓発 ②　相談体制等の充実
刑を終えて出所した人等の人権	①　刑を終えて出所した人等の人権についての教育・啓発、「社会を明るくする運動」との協働の推進 ②　相談体制の充実
インターネットによる人権侵害	①　インターネット利用者の人権に関する教育・啓発 ②　相談体制の充実
その他の人権問題	①　人権教育や啓発活動の推進及び関係機関との連携 ②　相談体制の充実

１　女性の人権（男女共同参画の推進）

(1)　現状と課題

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会の形成が目指されています。

本市においては、男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会の形成を基本理念として、平成１３(2001)年１２月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例を踏まえ、平成１５(2003)年３月には「金沢市男女共同参画推進行動計画」（平成１５～２４年度）を策定し、自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会の実現を目指してきました。

また、配偶者等からの暴力（以下「ＤＶ」という。）、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力は、深刻な人権侵害であり、男女間の経済的・社会的な不平等を背景として個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

平成１９(2007)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を踏まえ、平成２２(2010)年に「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の

図表３－１　男女共同参画社会の実現に向けて特に問題のあること（複数回答）

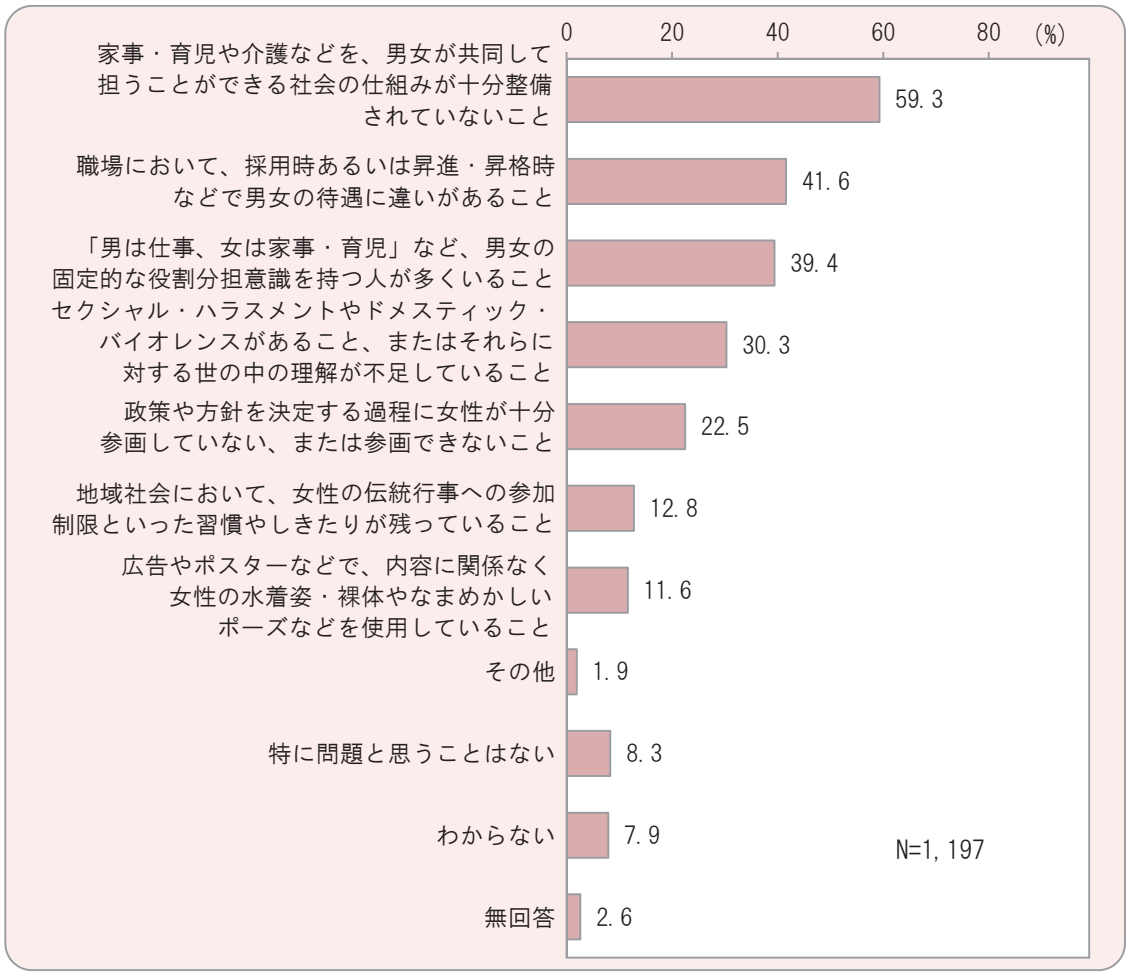

支援に関する基本計画」（平成２２～２６年度）を策定するとともに、平成２２(2010)年から配偶者暴力相談支援センター機能を有する「女性相談支援室」を設置し、市民に最も身近な行政主体として、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援と市民へのＤＶ予防啓発等のＤＶ対策の充実を図っています。

具体的な人権教育・啓発としては、人権問題講演会、ＤＶ防止啓発シンポジウムなどの開催、デートＤＶ防止啓発ハンドブック、電話相談カードの中学２年生への配布などを行っています。また、男女共同参画出前講座や女性のための市政参画セミナーなどを開催し、男女共同参画意識啓発や女性指導者の養成に努めています。

学校では教育活動全体を通じて、男女平等の理解、男女の協力についての指導を行っています。

市の審議会等における女性委員の全体としての割合は、依然として３割に達しておらず、意思形成過程における男女の平等は実現していない状況です。また、平成22年度に設置した女性相談支援室への相談件数は大幅に増加しており、潜在化する夫等からの暴力（ＤＶ）の早期発見や交際相手からの暴力、いわゆる「デートＤＶ」に関しても対応が求められています。

図表３－２　女性の人権が尊重されていないと感じること（複数回答）

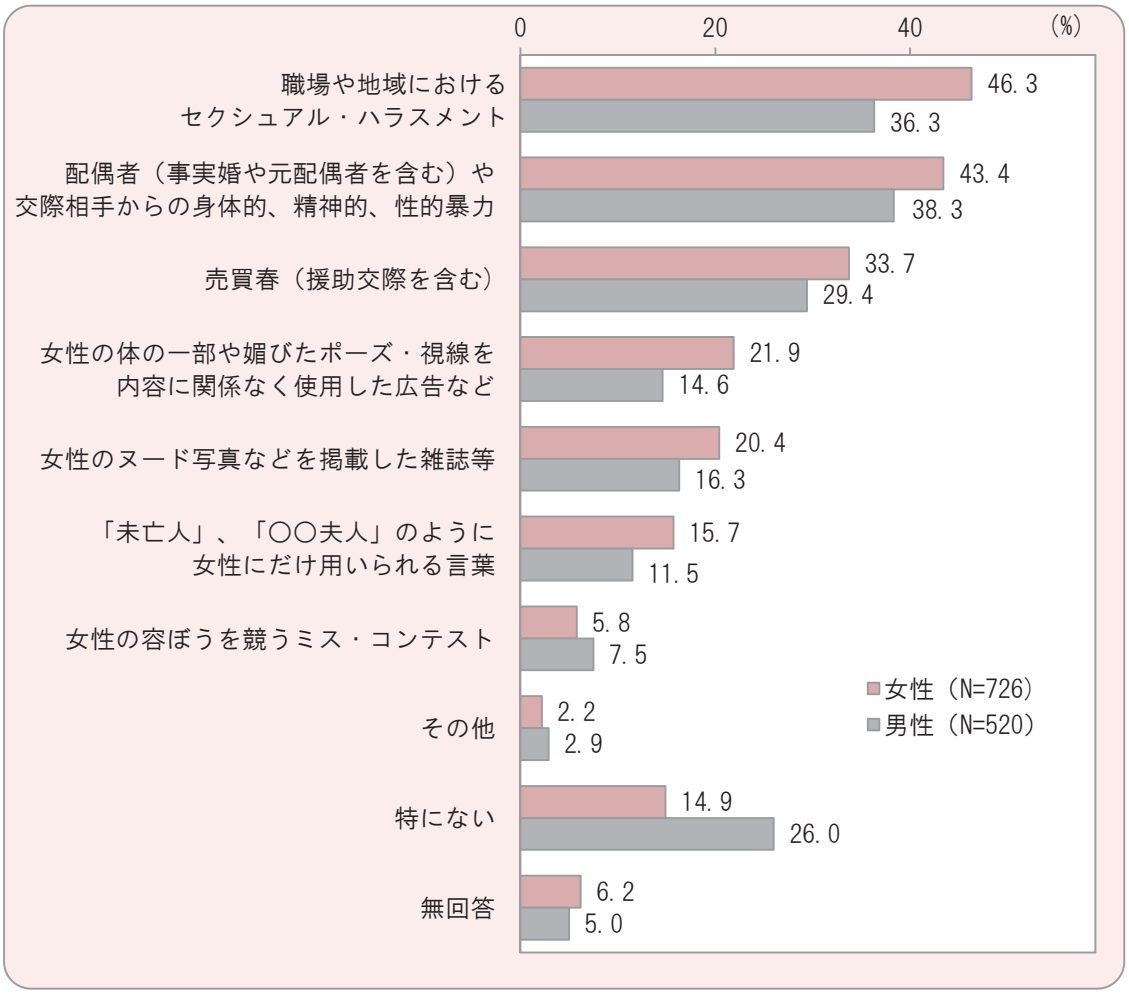

出典：男女共同参画に関する市民意識調査報告書（金沢市　平成２４年３月）

(2)　施策の方向性

「新・金沢市男女共同参画推進行動計画」に基づき、女性と男性が自立した人間として、互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を推進します。

①　男女共同参画の推進に向けた意識の改革

○市民や企業に対するアンケート調査、男女共同参画出前講座等を実施し、男女共同参画の理解を促進し、社会制度・慣行の見直しと市民の意識改革を図ります。

○人権教育に関する教員研修等の実施や、男女共同参画の視点での進路指導に取り組み、学校現場における男女平等教育を推進します。

○情報モラル教育に関する学習機会を提供し、メディアにおける人権意識を強化します。

②　方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

○各種団体、企業等における女性参画促進意識の啓発や、市審議会等における女性委員選任に関する市関係課との協議により、指導的地位への女性の参画を拡大します。

○女性リーダー養成講座を実施し、女性の参画意識高揚と人材育成を推進します。

○災害時における男女の異なるニーズに対応できるよう、防災・災害対策における指導的地位への女性の参画を拡大します。

③　就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現

○在宅勤務等の新しい就業形態を利用しやすい職場意識の普及、企業におけるポジティブアクションの導入及び女性の起業や再就職の支援等、だれもが能力を発揮して働くことができる環境整備を推進します。

○家族経営協定の締結や家族従業者の就業条件整備の普及啓発に取り組み、農林水産業や家庭内労働における環境整備と女性の経済的地位の向上を図ります。

④　ワーク・ライフ・バランスの推進

○育児・介護休業の取得促進、保育・子育て支援サービスの充実等、安心して出産・育児のできる環境整備を進め、男女の仕事と生活の調和を推進します。

○育児・介護を行う男女の負担を軽減し就労を継続するための支援、家庭や地域における男女共同参画意識の普及啓発に関する講座の開催など、男女の仕事と家事、育児、介護、地域活動等の両立を促進します。

⑤　女性の人権と身体が守られる社会づくり

〇女性の人権を守る意識啓発を図る市民向けの講座開催や、企業、学校、地域等を対象としたハラスメント防止に関する出前講座等を開催します。

〇女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター）における被害者の安全確保と相談支援体制を強化し、相談支援のワンストップサービス化と関係機関と連携した自立支援を行います。

〇若年層を対象としたデートＤＶ予防講座や、ＤＶ防止啓発シンポジウムの開催等、ＤＶ防止啓発事業を積極的に取り組みます。

〇妊娠から出産まで一貫したサービスの充実と、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

〇性感染症や喫煙等、女性の健康をおびやかす諸問題についての正しい知識と、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する意識の普及啓発を進めます。

⑥　国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

〇男女共同参画に関する国際規範についての学習機会を提供し、国際的な概念や考え方の理解を深めます。

〇国際交流や、生活関連情報と相談体制の多言語化を進め、多文化が共生する社会づくりを進めます。

２　子どもの人権

(1)　現状と課題

我が国では、児童福祉法や教育基本法などにおいて、子どもの人権の尊重と福祉の保障及び増進が示されており、平成６(1994)年に批准された「児童の権利に関する条約」においても児童の最善の利益を保障することが明らかにされました。また、平成12(2000)年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されています。

近年、児童虐待により子どもの尊い生命が奪われる事件が跡を絶たず、また、いじめによる自殺や不登校なども重大で深刻な社会問題となっています。本市においても、児童虐待の相談対応件数は年ごとに増加しています。

本市では、子どもの育ちと子育てを支援する計画として、「金沢エンゼルプラン」（平成８(1996)年５月）、「子育てビジョン金沢21」（平成13(2001)年３月）、次世代育成支援対策推進法に基づく「かなざわ子育て夢プラン（2005、2010）」を策定しています。

図表３－３　子どもの人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

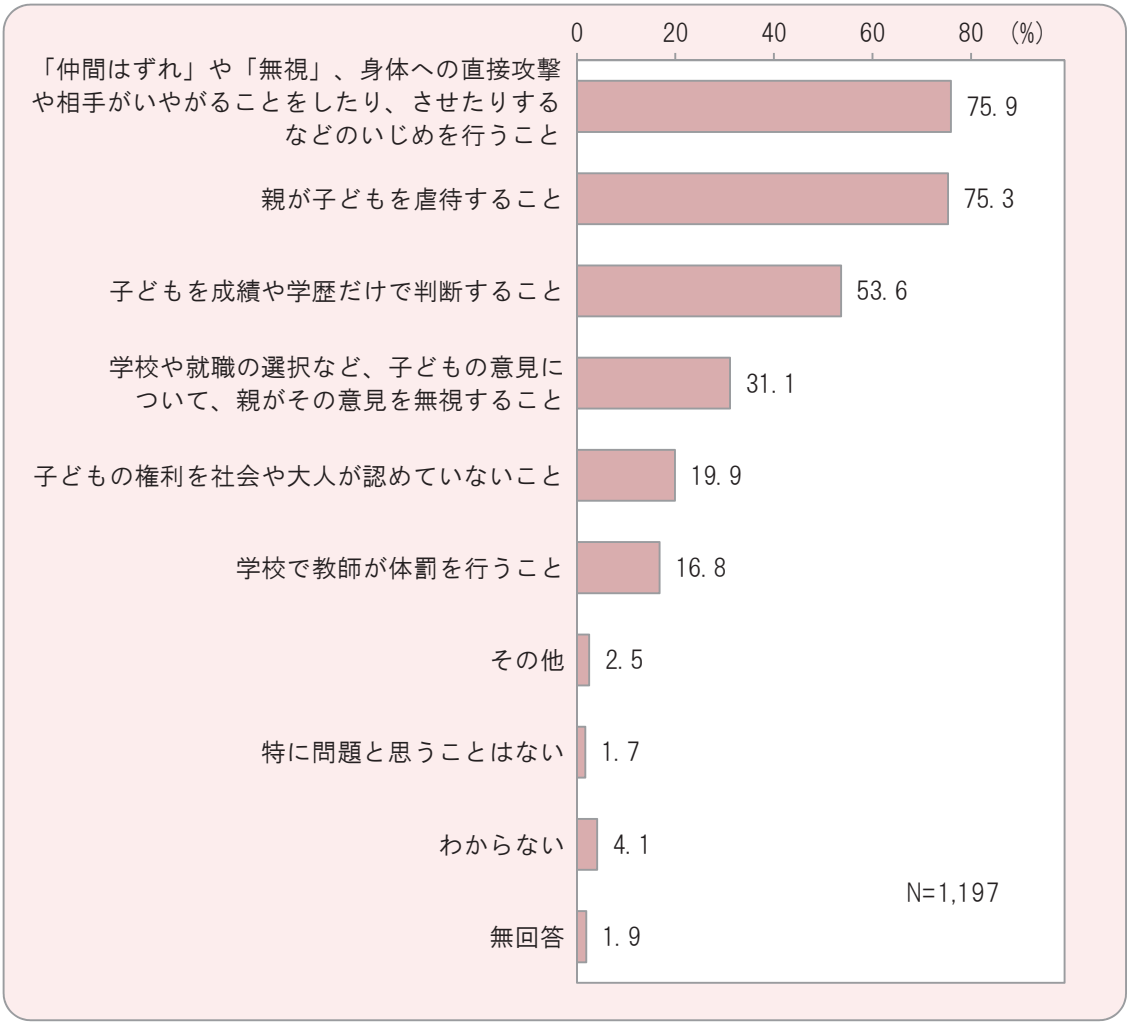

また、平成13(2001)年12月に制定した「金沢子ども条例」に基づき子どもの育成に関する施策を総合的、計画的に進める「金沢子どもを育む行動計画（第一次、第二次、2013）」を策定しており、これらの計画にそって児童虐待、いじめなど子どもの人権侵害の防止、早期発見、相談、発見後の適切な対応に努めてきました。

本市は中核市として初めて児童相談所を設置し、虐待相談の窓口を一元化して対応の迅速化を図るとともに、オレンジリボンキャンペーンや「金沢こども見守りネットワーク」（金沢市要保護児童対策地域協議会）により地域や関係機関との密接な連携のもと、虐待防止に取り組んでいます。また、学校においてはスクールカウンセラーをはじめとした相談員・サポーターを配置するとともに、教育プラザでは、子どもに関わる様々な相談に応じています。

具体的な人権教育・啓発としては、学校では教育活動全体を通じて、心の教育（金沢「絆」教育）を推進するとともに、教職員に対する人権教育も実施しています。

さらに、豊かな人間性を持った子どもを育てるために、親に対する学習機会の提供としてのかなざわ親塾などの家庭教育を推進しています。

図表３－４　子どもの人権を守るために、行政・学校等公的機関がすべきこと（複数回答）

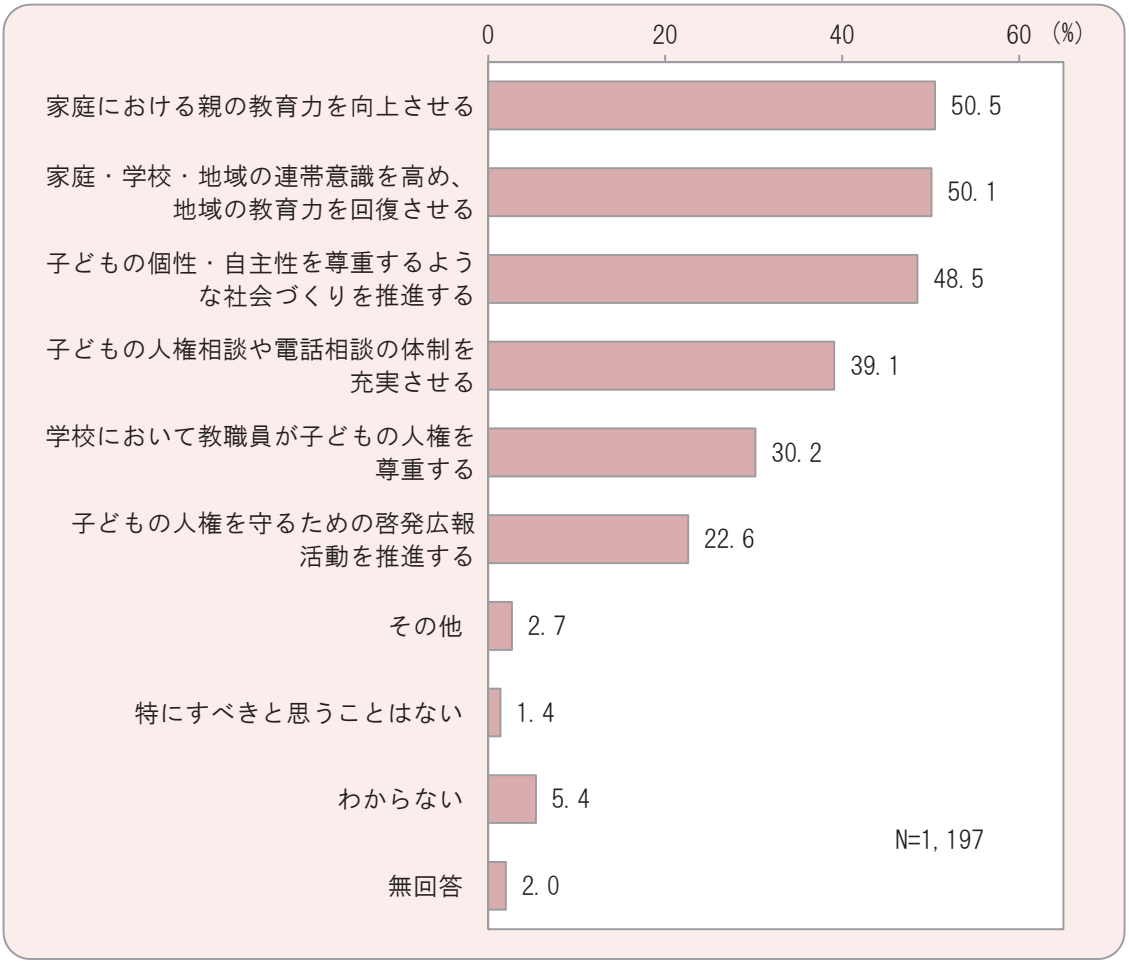

(2)　施策の方向性

「かなざわ子育て夢プラン」や「金沢子どもを育む行動計画」に基づき、家庭、学校、地域、企業及び行政が一体となり、子どもが心身ともにすこやかに育つまちづくりを社会全体で進めます。施策の実施にあたっては、子どもの個性と自主性を十分に尊重しながら推進します。

①　人権を大切にする心を育てる教育・啓発

〇学校教育等を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、具体的な態度や行動に表れるよう、人権教育を推進します。また、学校だけでなく、家庭や地域社会において人権や心の教育への理解が広まるよう、家庭、地域、関係機関と連携・協力して推進していきます。

〇子どもの人権についての認識と理解を深めるため、大人を対象とした講演会をはじめとする多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めます。

〇子どもの社会性や豊かな人間性を育むため、子どもを対象とした体験的な社会参加活動を推進します。

〇子どもの人権教育、啓発に携わる教職員、保育士等については、研修を通して、資質の向上を図ります。

②　地域協力による子どもの健全育成

〇家庭教育学級の開催やかなざわ親塾など、親に対する学習機会の提供などの家庭教育を支援する取り組みを推進します。

〇金沢こども広場、地域子育て支援センター、市立保育所等における子育て支援コーディネーターによる子育て相談及び情報提供を推進します。

〇一時預かり、児童ショートステイ事業等の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実など子育てをサポートできる環境の整備を推進します。

〇家庭、学校、地域が連携協力して、地域全体で子どもを育てていく、地域ぐるみの学校支援事業や、子どもの健全育成を推進するため、親と子のふれあいを通して絆を深める各種事業を実施します。

③　児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応

〇互いを尊重する精神を育むとともに、学校全体がいじめ、体罰、暴力、差別を許さない環境や雰囲気づくりを推進します。また、学校の相談・指導体制の充実を図ります。

〇児童虐待など子どもの人権侵害の行為を早期に発見し、子どもとその保護者に適切な支援を行えるよう、金沢こども見守りネットワークの活用を図ります。

〇児童相談所、教育プラザなど、相談機関が十分活用されるよう周知に努めるとともに、相談員等の資質の向上を図ります。

〇子どもが被害者にならないために、学校の教育活動全体を通じて犯罪被害の防止に向けた指導を行い、自分で自分の身を守るための判断力や心構えの育成に努めます。

３　高齢者の人権

(1)　現状と課題

我が国では、平均寿命の伸長や出生率の低下によって、世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えています。

平成22(2010)年の国勢調査によると、本市の高齢者人口は約９万6,000人、高齢化率は21.2%となっています。10年後の平成32(2020)年に高齢者人口は約11万8,000人に達し、高齢化率は27%になると予測されます。このうちの約半数は介護が必要になる割合の高い75歳以上の高齢者であり、何らかの介護を必要とする要介護認定者は、平成23(2011)年４月の１万9,290人から平成32年には２万7,000人に増加すると見込まれています。また、高齢者のみの世帯が急増しており、このような高齢化の進行は、さまざまな形をとった虐待、経済的困窮、悪徳商法等による被害、財産管理や遺産相続によるトラブルなど高齢者の人権に関わる問題をもたらします。

図表３－５　高齢者の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

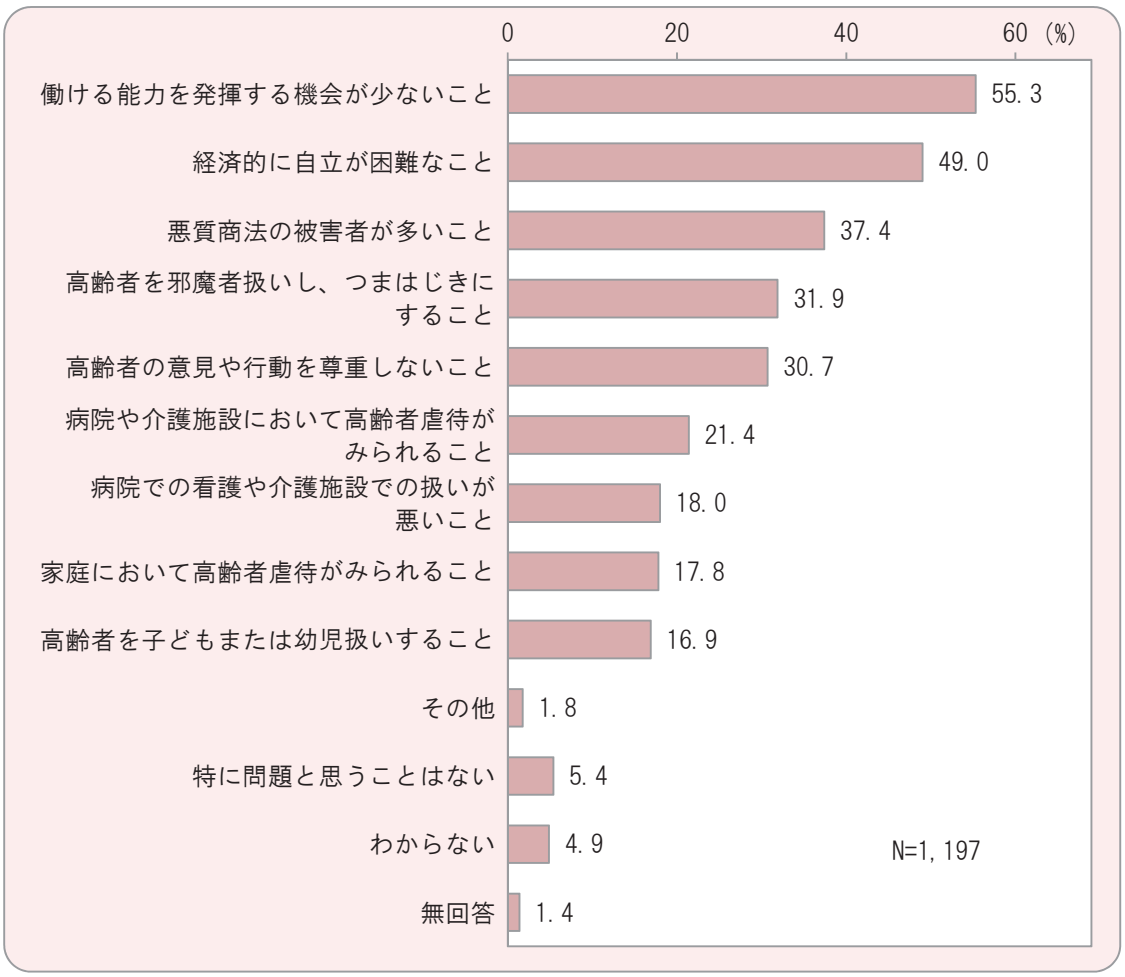

本市では、介護保険法及び老人福祉法に基づく「長寿安心プラン」を３年ごとに策定し、高齢者の健康づくりと介護予防の推進、介護サービスの拡充、安心して暮らせる生活環境の整備、認知症施策の推進、社会参加の推進、高齢者や家族の人権尊重と権利保障システムの構築などに取り組んでいます。

具体的な人権教育・啓発として、学校では教育活動全体を通じて、保育所等では福祉施設や地域の高齢者との交流を通して、高齢者への尊敬や親しみ、感謝の心を育てる教育を推進しています。また、高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者虐待防止研修会、虐待防止教室、認知症サポーター養成講座などを開催するとともに、サービス事業者への研修、指導・監督を行いサービスの質の確保に努めています。

また、高齢者等の権利擁護の充実を図るための窓口を金沢市社会福祉協議会に委託して設置し、相談、成年後見制度の利用などサービス利用支援を行っています。

図表３－６　高齢者の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

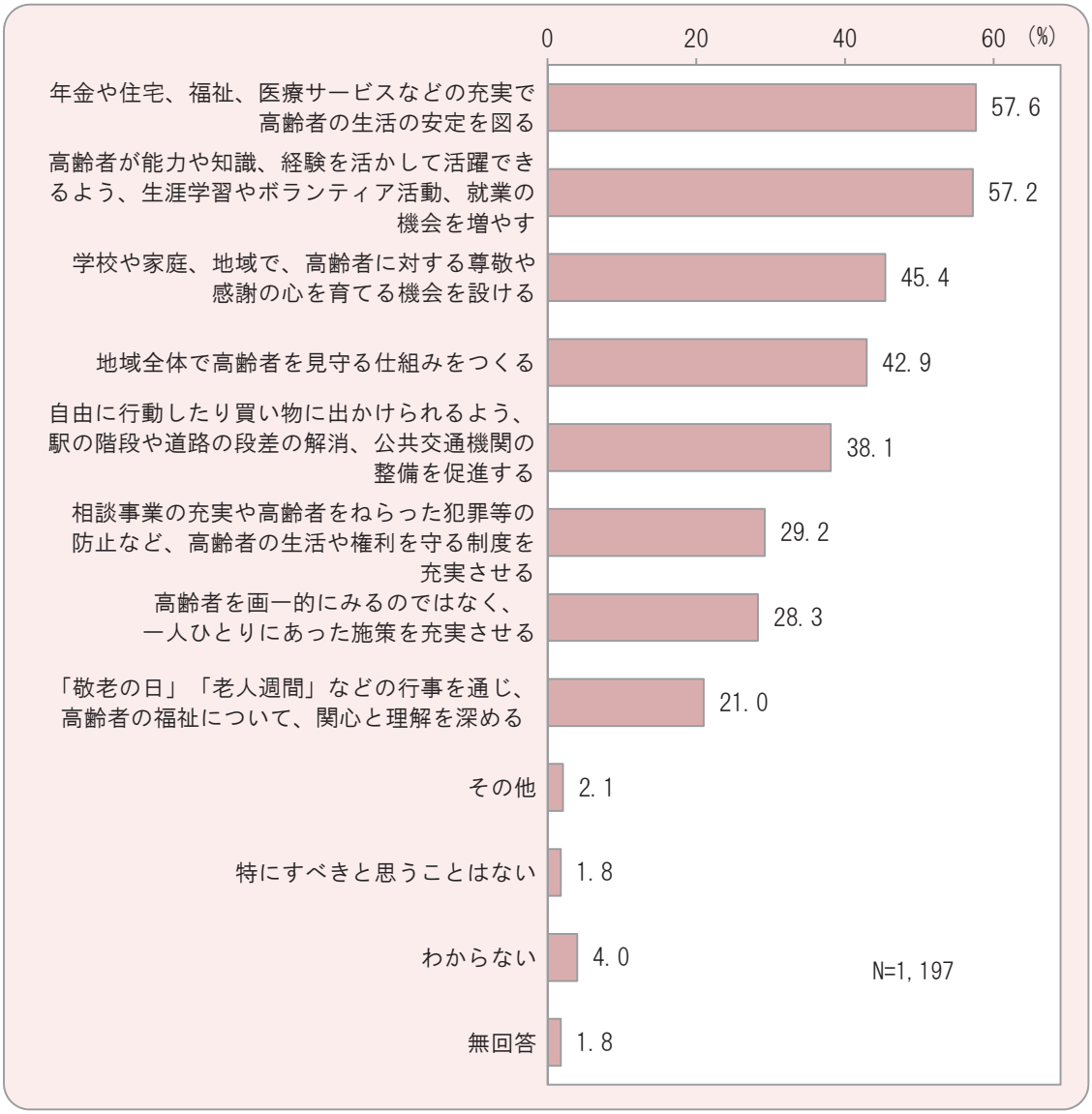

(2)　施策の方向性

長寿安心プランに基づき、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

①　高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発

〇学校教育等を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

〇高齢者の人権についての認識と理解を深めるため、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会や様々な啓発活動を通じて、人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

②　高齢者の社会参加の促進

〇高齢者が自己実現を図るため、高齢者施策の立案・決定過程への高齢者自身の参加を推進します。

〇高齢者の学習、スポーツ、文化活動などを幅広く推進するとともに、社会参加に関する情報を高齢者に分かりやすい形で提供します。

〇高齢者の高まる就労意欲に対し、シルバー人材センターへの支援、金沢市高年齢者雇用奨励金制度などを通じて就労支援を行います。

③　介護サービス等の基盤整備と質の確保

〇高齢者が、それぞれの状況にあわせて必要なサービスを選択し、安心して生活できるよう、サービス基盤の充実を図ります。

〇生活の場の整備、居宅サービスの適正量の確保、介護保険サービスの円滑な提供に努めます。

〇介護職員、介護支援専門員などの人材育成と介護保険事業者の指定、指導監督の推進やサービス情報の提供を行い、質の高いサービスの確保に努めます。

④　高齢者の権利擁護

〇認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢者とその家族の人権尊重と権利保障の仕組みがますます重要となります。このため、相談体制の整備・充実を図り、必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります。

〇地域社会において、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症の方に対する理解と見守りをすすめ、認知症の方やその家族の応援者となる認知症サポーターの養成や、「認知症サポーター認定所」の認定を行います。

〇高齢者虐待の未然防止や早期発見のため、介護事業者などへの指導監督を行うとともに、まちぐるみ福祉活動など地域における見守り活動との連携を図ります。また、虐待の対応については、必要に応じて関係機関と連携し、速やかに適切な対応を図ります。

〇誰もが人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく生きていくために、金沢市地域包括支援センターの専門職により、総合的な相談や権利擁護について支援を行います。

⑤　バリアフリーの推進

〇すべての人々が安心して快適に利用できる良好な公共施設や建築物をつくるよう啓発するとともに、公共交通のバリアフリー化の推進や、聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報（安全情報、行政サービス情報等）を適時に得ることができるような機器の整備を進めるなど、バリアフリー化を積極的に推進します。

４　障害のある人の人権

(1)　現状と課題

障害者福祉施策については、この10年間に大きな変化がありました。平成15(2003)年に措置制度から支援費制度へ、平成18(2006)年からは障害者自立支援法へと制度が変わりました。

平成 18 年、国連総会において、障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は翌年この条約に署名しました。国は条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革を進め、「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）などの制定や改正を行いました。平成 25 年４月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）となります。

また、現在国において、障害による差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」が検討されています。

図表３－７　障害のある人の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

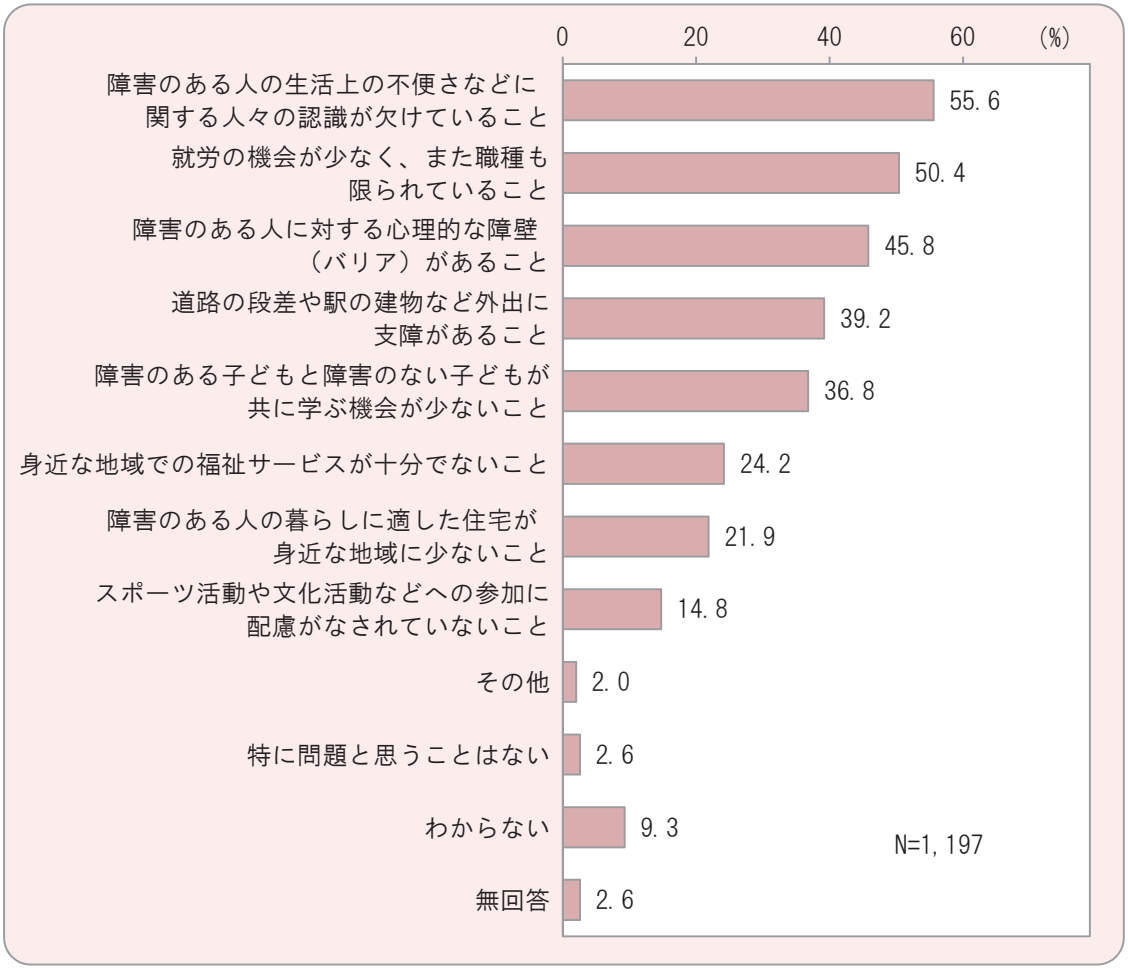

本市では、「ノーマライゼーションプラン金沢 2009（第３次金沢市障害者計画）」及び「第３期金沢市障害福祉計画」に沿って、「得る」「住まう」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「つきあう」「出かける」「すこやかに生きる」「知る」「参加する」「使う」という生活場面すべてにわたる施策に取り組んでいます。

本市が行っている具体的な人権教育・啓発としては、学校では教育活動全体を通じて、障害と障害のある人についての理解を深める取り組みを推進しています。また、交流学習や統合保育を通して相互理解を深めています。さらに、事業主への支援や啓発、障害のある人が参加するスポーツ・文化活動のイベントへの支援等を行い、障害のある人の社会参加の促進に努めています。

図表３－８　障害のある人の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

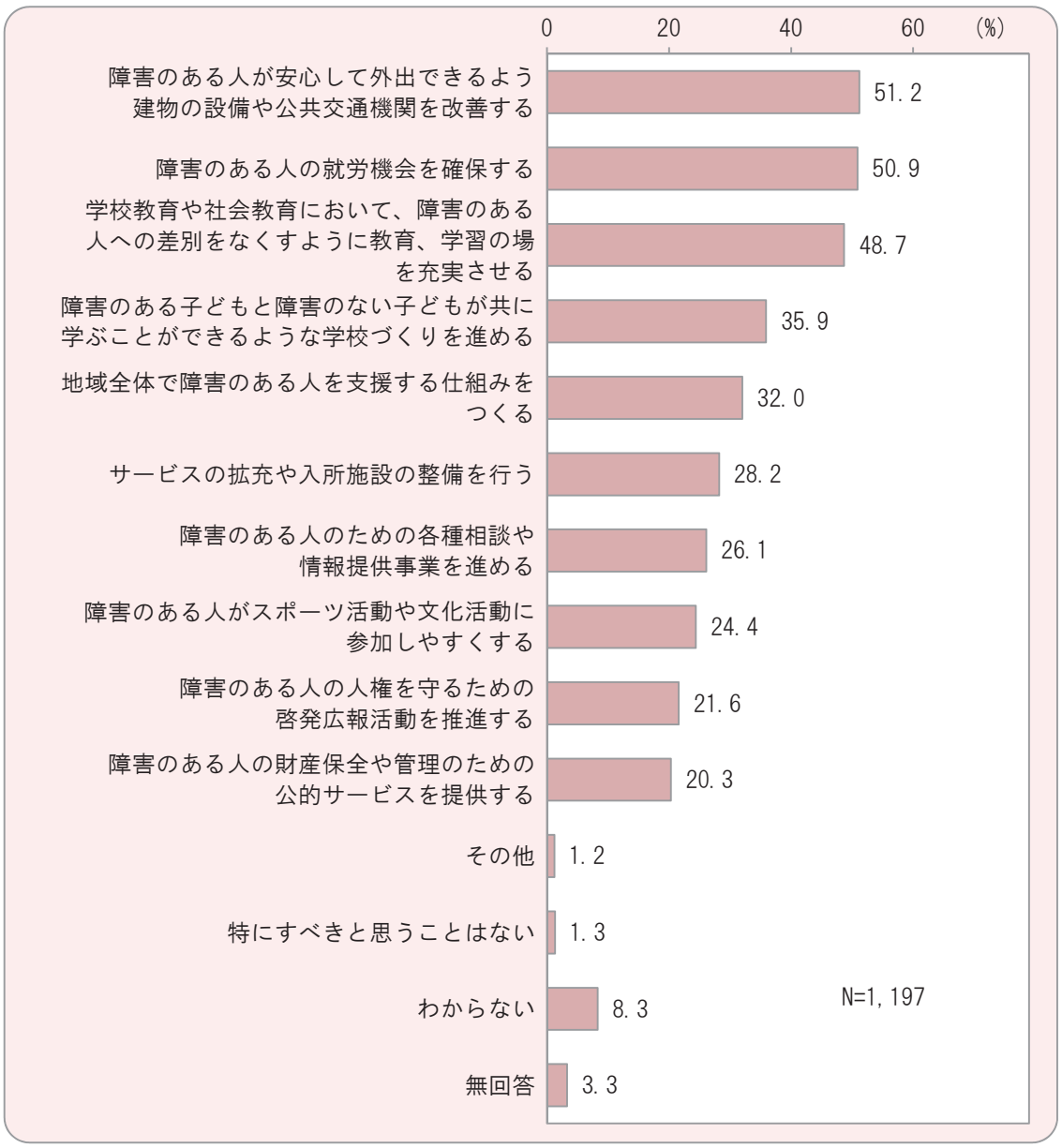

平成24(2012)年には、障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待防止センターを設置しました。また、高齢者と同様に、障害のある人の権利擁護の充実を図るための窓口を金沢市社会福祉協議会に委託して設置し、相談、成年後見制度の利用などサービス利用支援を行っています。

(2)　施策の方向性

「ノーマライゼーションプラン金沢」に基づき、障害のある人もない人も、それぞれの生き方や生活条件の違いを認めながら、ともに生きることができるノーマライゼーション社会の実現を目指します。

①　障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発

〇学校教育等を通じて、障害と障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

〇障害のある児童等の心身の発達・成長を支援し、社会的な自立に向け、個別的配慮の中での集団保育、教育を推進します。

〇障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるため、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会や様々な啓発活動を通じて、人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

〇関係機関と協力して、企業等に対して障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、助成制度や相談機関についての情報提供を行います。

②　障害のある人の社会参加の促進

〇金沢市障害者施策推進協議会及び市民フォーラムなどを通じて、障害のある人やその家族が政策、施策の立案、決定、実施過程に参加し、障害のある人やその家族の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

〇生涯の各段階（ライフサイクル・ライフステージ・ライフスタイル）において、障害のある人が自己の意思と能力に基づいて社会参加ができるよう、あらゆる局面において機会の均等化と平等の実現に取り組みます。

〇ジョブコーチ制度などの労働施策を総合的に推進し、雇用・福祉・教育分野の連携した支援等を通じて障害のある人の就労を支援します。

③　障害のある人の権利擁護

○「施設・病院から地域へ」といった流れの中、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人とその家族の人権尊重と権利保障の仕組みが重要です。このため、相談体制の充実を図り、必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります。

○障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の通報・届出の受理、障害のある人及び家族等からの相談受付、それを受けた指導及び助言、障害者虐待の防止及び家族等に対する支援に関する広報・啓発活動を行います。

④　バリアフリーの推進

○すべての人々が安心して快適に利用できる良好な公共施設や建築物をつくるよう啓発するとともに、公共交通のバリアフリー化の推進や、聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報（安全情報、行政サービス情報等）を適時に得ることができるような機器の整備を進めるなど、バリアフリー化を積極的に推進します。

5　同和問題

(1)　現状と課題

「同和問題」とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身者であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという日本固有の人権問題です。人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻で重大な社会問題です。

同和問題を解決するため、国は「その早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題」（同和対策審議会答申）として、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、環境整備や啓発事業などの同和対策（地域改善対策）事業を進めていましたが、平成14(2002)年3月末に同事業を終了し、教育、就労、産業等の残された課題については、一般施策により対応することとしました。

また、平成８(1996)年に地域改善対策協議会は、同和問題が「依然として我が国における重要な課題」であり「基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要」があり、

図表３－９　同和問題の認知度

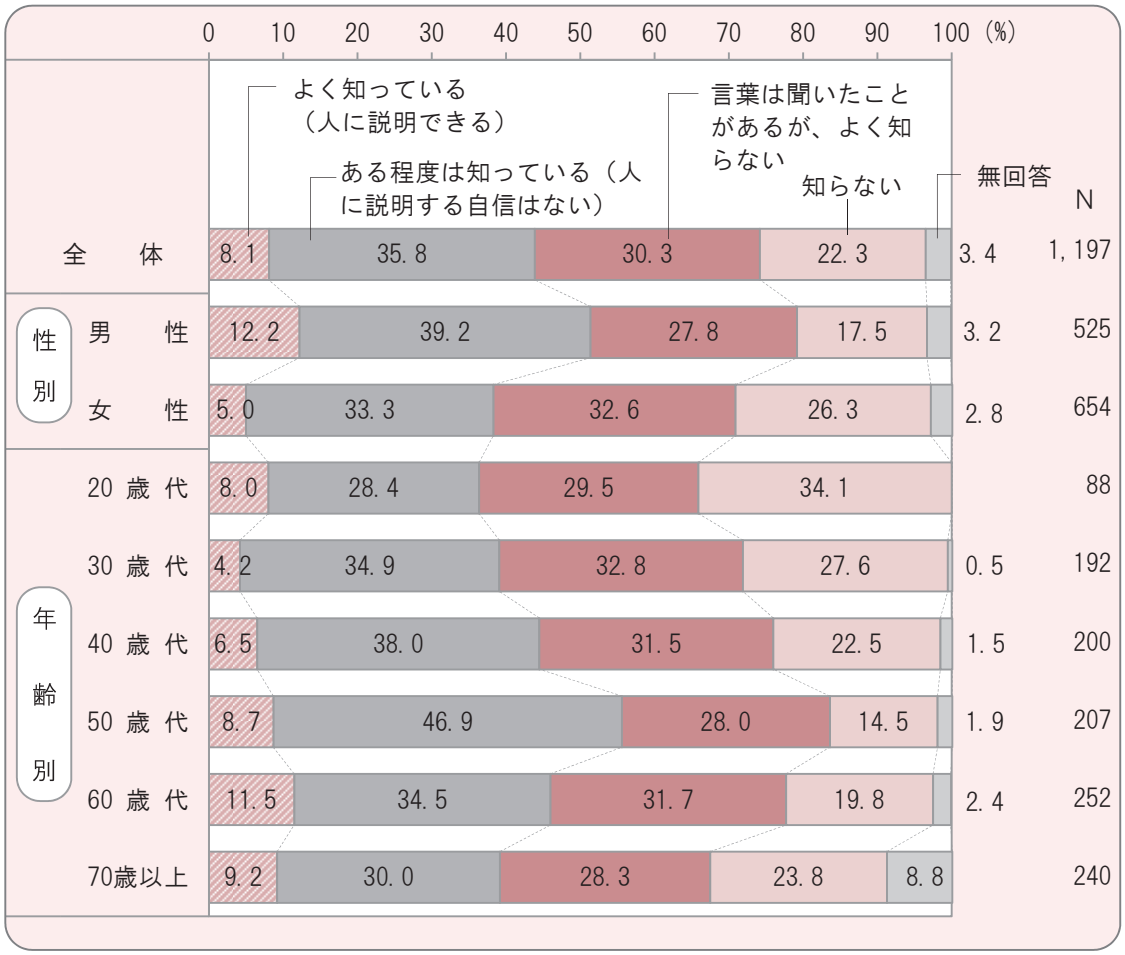

「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的責務である」と意見具申しています。

しかし、現在でも、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、土地取引をめぐる差別、採用選考における不適切な質問、インターネット上の差別情報の流布等の同和問題に関する差別事象が発生しており、国・地方自治体は引き続き、解決に向けた取り組みを行っています。

また、同和問題への無理解につけ込み高額な書籍などを売りつけたりする「えせ同和行為」も跡をたたず、同和問題の本当の解決を阻害しています。

人権問題に関する意識調査でも、ある程度以上同和問題を知っている人は半数以下であることや(図表３-９)、同和地区出身者との結婚やつきあいをする上で、反対したり避けたりする市民の意識があることが示されています。同和問題の解決のため行政等公的機関に求められることとしては(図表３-10)、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」ことをあげる人が半数を占めており、学校教育等を通じての教育・啓発活動の充実を図るとともに、さまざまな機会をとらえて、市民の同和問題への理解・認識を深めていく必要があります。

図表３－10　同和問題の解決のために行政等公的機関に求められること（複数回答）

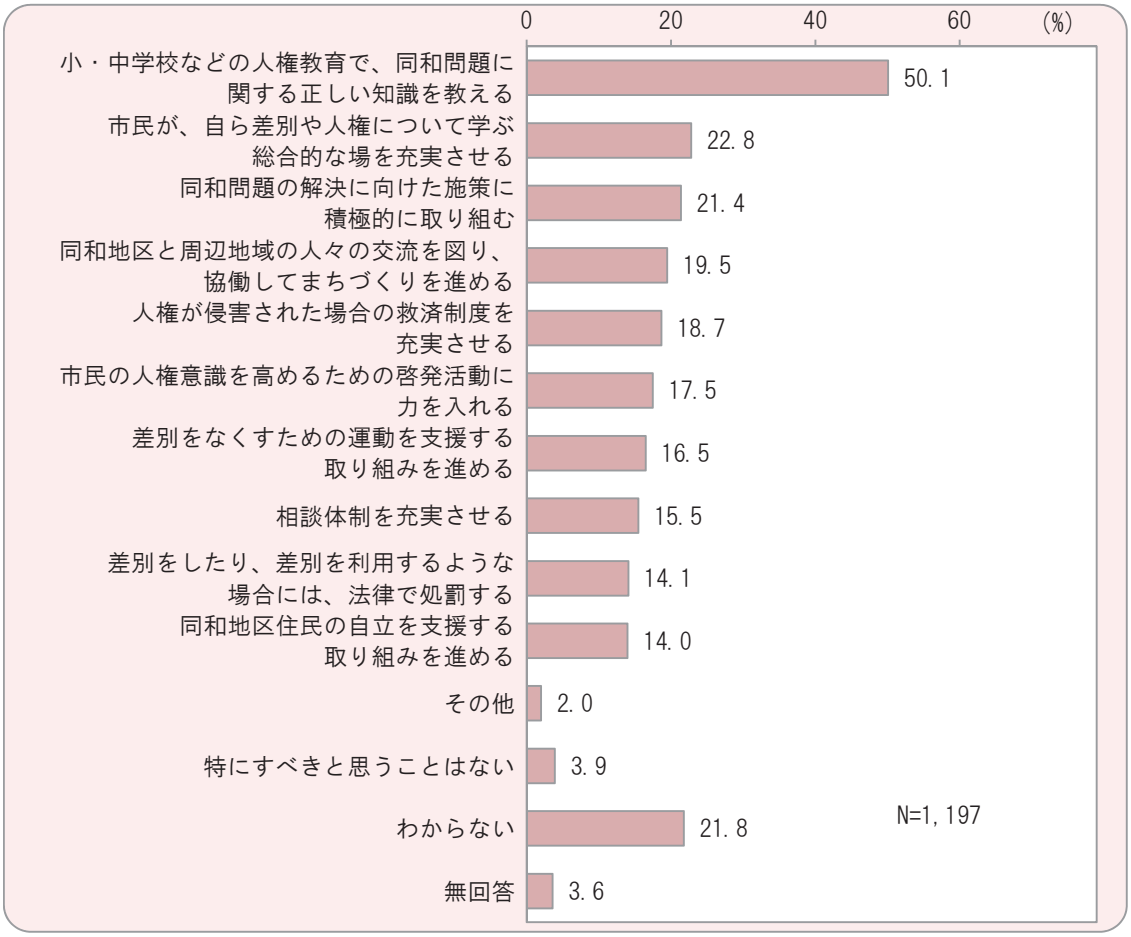

本市では、平成８(1996)年に人権同和対策室を設置し、家庭、学校、地域などあらゆる場を通じて、同和問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を育むための同和教育・啓発活動を推進してきました。

具体的な人権教育・啓発として、学校では教育活動全体を通じて、人権教育を推進するとともに、人権教育担当者などの研修を実施しています。社会教育としては、人権問題講演会の開催などを実施しています。また、関係機関と共同で事業主・勤労者を対象とした公正な採用選考のための研修会の開催などを実施し、同和問題に関する偏見や差別の解消に努めています。

今後とも、同和問題の様々な課題を解決するため、同和問題を人権問題における重要な柱としてとらえ、国、県及び関係団体等との連携を図り、より効率的で積極的な教育・啓発活動を推進することが必要です。

(2)　施策の方向性

①　差別意識解消に向けた人権教育・啓発の充実

〇学校教育等において人権教育を推進する中で、同和問題への理解・認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを進めます。また、人権教育担当者研修のほかに、教職員の経験年数に応じた研修を充実します。

〇同和問題に関する偏見や差別を解消し、同和問題の早期解決をめざして、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権擁護施策として人権尊重の啓発活動を充実します。

〇同和問題の正しい理解に向けた情報提供を行います。

②　公正な採用選考システム確立への支援

〇石川県、石川労働局及び公共職業安定所と協力して、事業主に対し、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう働きかけます。

③　えせ同和行為の排除

〇えせ同和行為の排除に向けて、国、県等の関係機関と連携して、企業・民間団体等の啓発に取り組みます。

④　相談体制の充実

〇人権問題相談会を実施して、人権同和問題にかかる相談に積極的に応ずるとともに、関係機関と連携を図ります。

６　外国人の人権

(1)　現状と課題

平成２４(２０１２)年末の外国人登録によると、本市に在住する外国人は4,606人となっています。国籍別にみると、中国が2,374人と最も多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピンの順となっています。全国に比べて中国籍の人の割合が高いことが特徴としてあげられます。これは本市に大学・短大などが集積しており、積極的に留学生を受け入れていることが関係していると考えられます。

本市は平成７(1995)年に策定した「金沢世界都市構想」において、「市民一人ひとりがお互いの立場や歴史、文化を理解しあえるよう国際性の涵養に努めるとともに、市民レベルの幅広い交流の輪を広げていくことが大切」であるとして、国際交流の推進に努めてきました。

さまざまな外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて、相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などがあり、また、情報が十分でないことなどから日本人とのコミュニケーションに問題が発生することもあります。

図表３－11　在日外国人の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

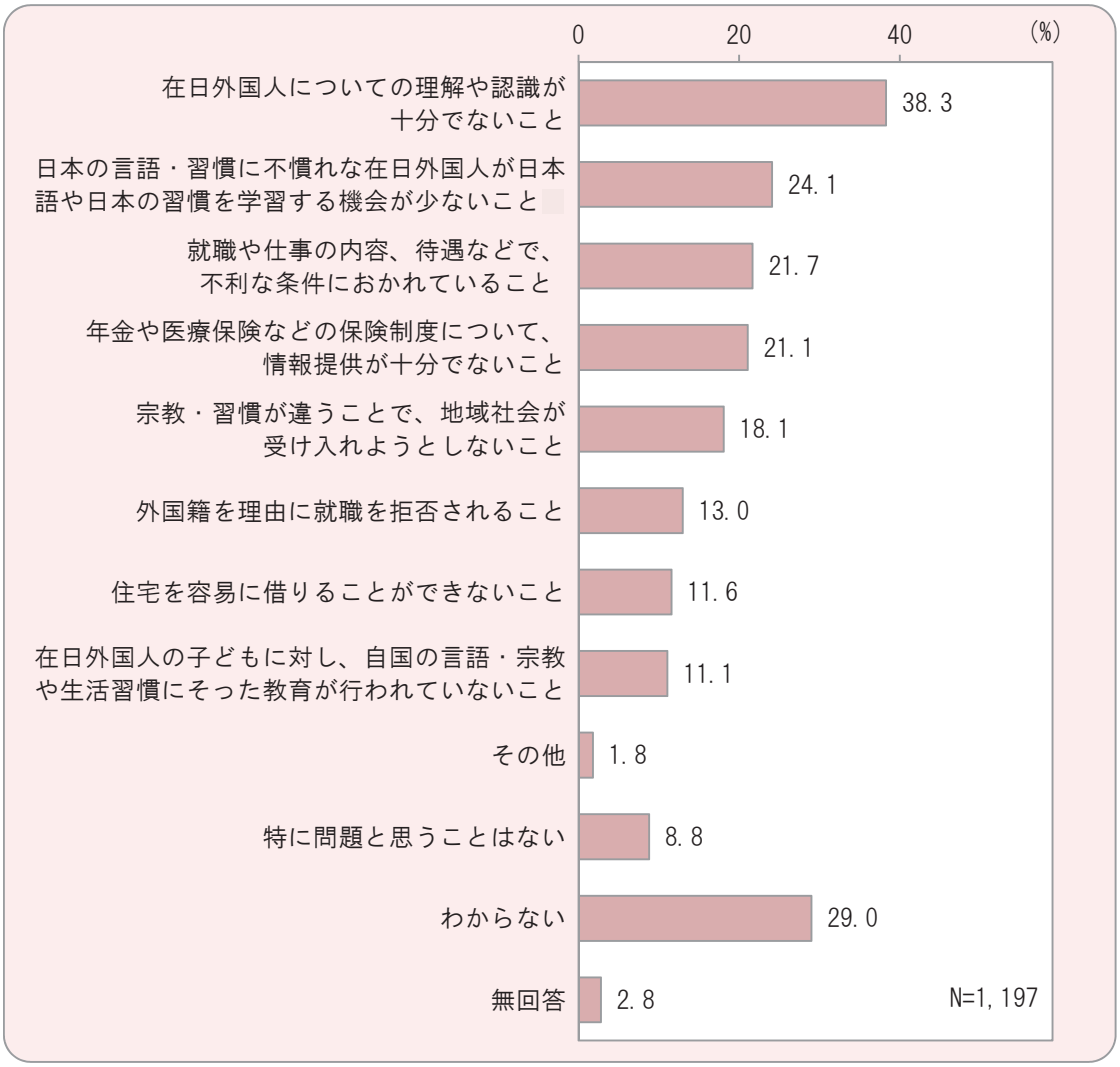

在住外国人については、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題に加え、北朝鮮当局による拉致問題に関わって、在日韓国・朝鮮人児童生徒への嫌がらせなど人権問題が発生しています。

今後さらに国際化が進み、外国人住民の増加が予想される中、日本人が外国人の歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを理解し、外国人が日本語や日本の生活習慣を理解し、相互に違いを認めあう共生の心が重要です。そのための機会を提供する取り組みが求められています。

図表３－12　金沢市における外国人数の推移　（単位：人）

区　分	総　数	韓　国 朝　鮮	中　国	フィリピン	アメリカ	ブラジル	イギリス	その他
平成 14 年末	3, 751	1, 175	1, 214	188	140	322	52	660
平成 19 年末	4, 190	1, 056	2, 069	205	125	120	50	565
平成 24 年末	4, 606	905	2, 374	211	136	103	42	835

資料：外国人登録(H14/19)、住民基本台帳(H24)

図表３－13　在日外国人の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

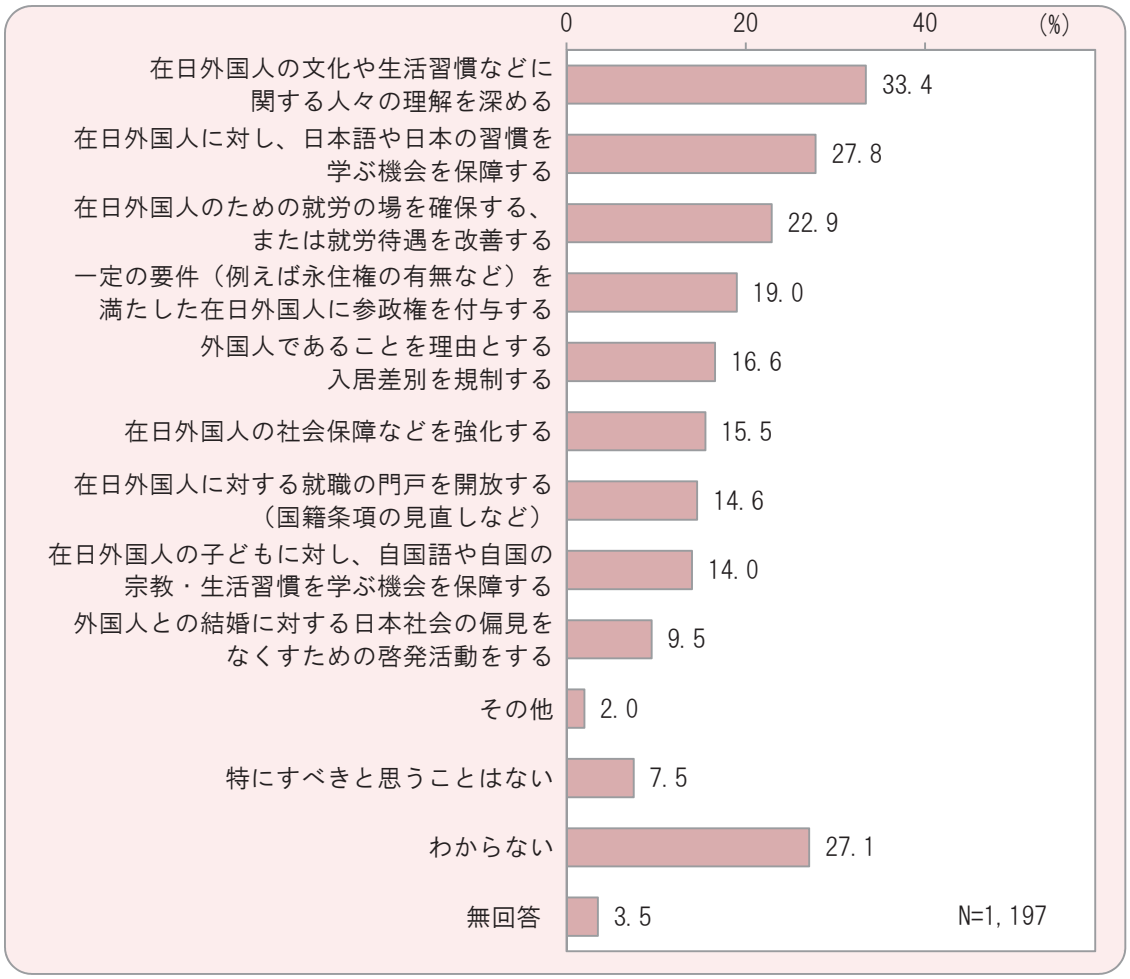

(2)　施策の方向性

①　国際理解教育・啓発の推進

〇学校教育等において、外国の文化への理解を深め、尊重する態度を育成するための教育を推進します。

〇外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会や様々な啓発活動を通じて、人権擁護施策として人権尊重の啓発活動を推進します。

②　国際化への環境整備

〇市が発行する刊行物や施設の案内・説明表示について、外国語による表記を進めます。

〇外国人住民に対し、生活案内等各種の情報提供を進めます。

〇外国人児童生徒の教育に関して専門性を有し、関係する機関・団体との連絡調整や指導・助言を行う職員を確保し、配置を進めます。

〇外国人児童生徒を対象に、学校生活や学習を円滑に行えるような日本語能力の育成を図ります。

③　多様な国際交流の促進

〇各種の国際交流事業への支援等を通じて、多様な国際交流を促進させるとともに、外国の生活習慣や文化への理解を深め、日本人と外国人が相互の違いを認めあう共生の心を育成していきます。

④　公正な採用選考システム確立への支援

〇石川県、石川労働局及び公共職業安定所と協力して、事業主に対し、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう働きかけます。

⑤　相談体制の充実

〇外国人からの相談に対応できるよう、市民相談室、金沢国際交流財団等での相談体制の充実について、ニーズを見ながら検討していきます。

7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権

(1)　現状と課題

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）は感染力の弱いウイルスで、正しい知識を持てばほとんど予防可能な病気です。また、ＨＩＶに感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。

しかし、ＨＩＶ感染者やエイズ患者についての正しい知識と理解不足から、偏見や差別が生まれ、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

市民一人ひとりがＨＩＶ・エイズに関する正しい知識を深めると同時に、感染者や患者に対する偏見や差別をなくし、安心して医療を受け、暮らすことができる社会づくりを推進する必要があります。

また、ハンセン病は、らい菌によっておこる細菌感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれであり、仮に発病しても、現代においては治療法が確立しており、早期発見・早期治療により完治する病気です。

図表３－14　ＨＩＶ感染者（エイズ患者を含む）・ハンセン病患者等（元患者を含む）の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

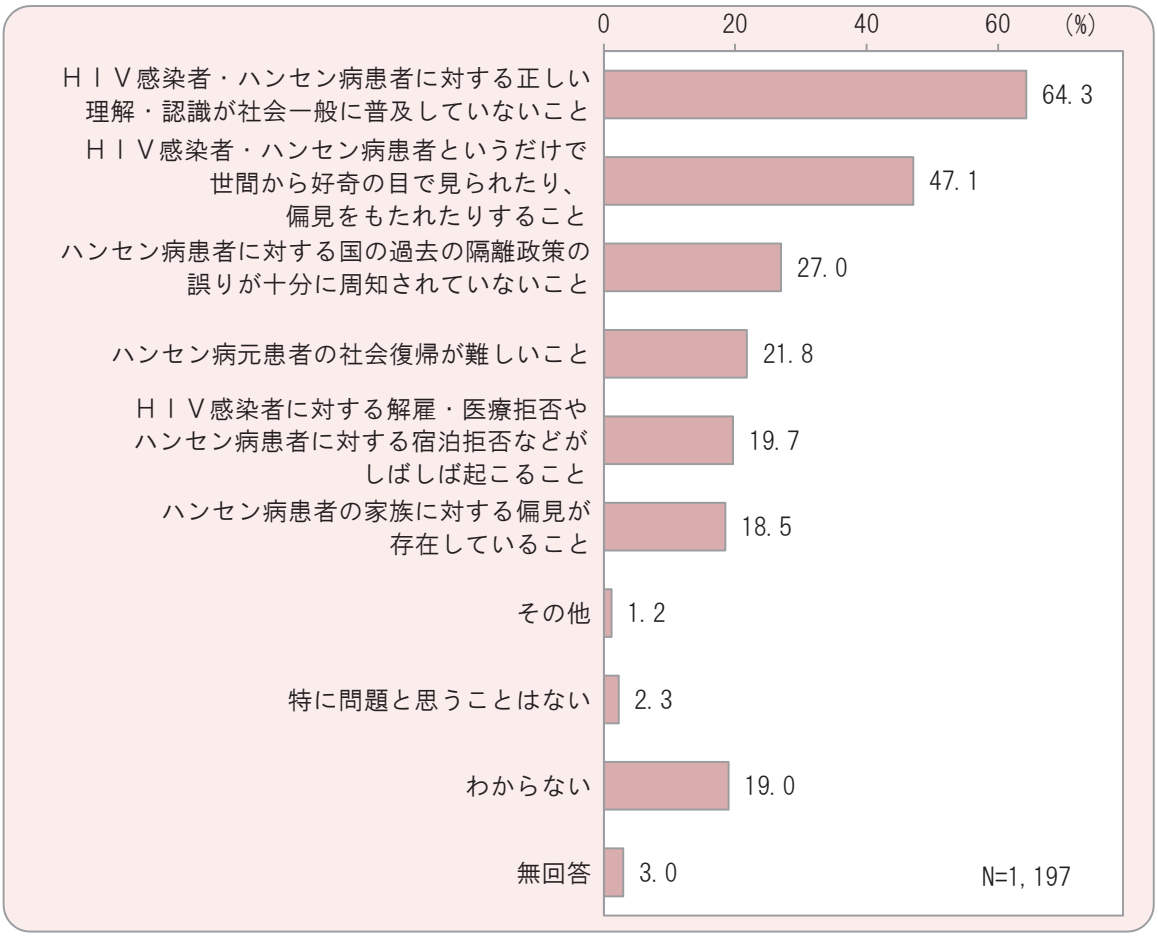

ハンセン病は過去において特殊な病気と見なされ、強制隔離政策がとられてきたことと、全国的に「無癩県運動」(注)がすすめられたため、患者や回復者、さらにその家族にまで人権問題が及んでいます。平成８(1996)年に「らい予防法」は廃止されましたが、差別や偏見といった問題が解消したとはいえません。また、回復者の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化のため、現在も多くの方が療養所で生活しています。

引き続き、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を行い、我が国の社会に残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた回復者の名誉の回復を図る必要があります。

（注）昭和初期、ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動

図表３－15　ＨＩＶ感染者(エイズ患者を含む)・ハンセン病患者等(元患者を含む)の人権を守るために、行政等公的機関に求められること（複数回答）

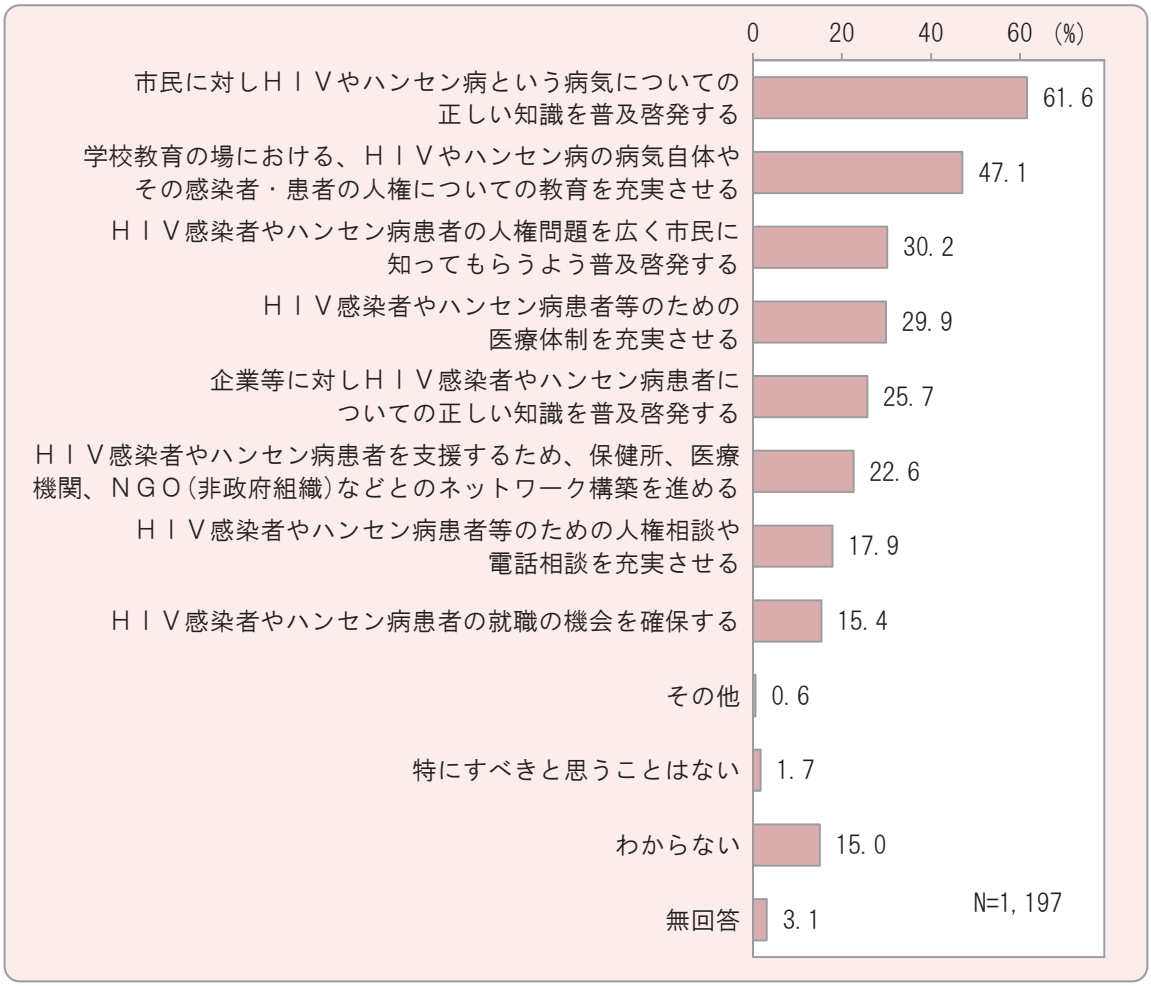

ＨＩＶ感染者、ハンセン病回復者等のほかにも、多くの感染症、原因不明の難病などで、患者や家族が不当な差別や偏見を受ける場合があります。正しい知識の普及・啓発に努め、患者や家族に対する差別や偏見をなくし、共に生きる社会を作っていくことが求められています。

(2)　施策の方向性

①　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権についての教育・啓発

〇学校教育等を通じて、発達段階に応じてHIV・エイズ等の正しい知識を身に付けることにより、病気に対する偏見や差別をなくす教育を推進します。

〇ＨＩＶ検査普及週間（６月１日～７日）、世界エイズデー（12月１日）において、街頭キャンペーン等を活用した広報・啓発活動を実施します。

〇HIV・エイズやハンセン病等についての正しい知識の普及を図り、病気や感染者、患者、回復者及びその家族に対する偏見や差別を解消し、理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

②　相談体制等の充実

〇北陸ＨＩＶ情報センターなど関係機関と連携して、患者やその家族を支援するため、相談体制の充実を図ります。

〇HIV・エイズについては、検査体制の充実に努め、早期発見の体制づくりを進めます。

〇人権女性政策推進課において、ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等及びその家族の人権相談について対応していきます。

８　犯罪被害者等の人権

(1)　現状と課題

犯罪被害者やその家族については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのみならず、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されてきました。

国はこうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成17年にこれに基づく「犯罪被害者等基本計画」（現行は第２次計画）を策定して施策を推進しています。

本市では、自らに責任がないにもかかわらず、犯罪に巻き込まれ不慮の死を遂げた人の遺族や、重傷病を負った人の精神的被害を軽減するため、平成24(2012)年度から「犯罪被害者等見舞金制度」を設けました。

図表３－16　犯罪被害者等への支援を充実させていくために行政等公的機関がすべきこと(複数回答)

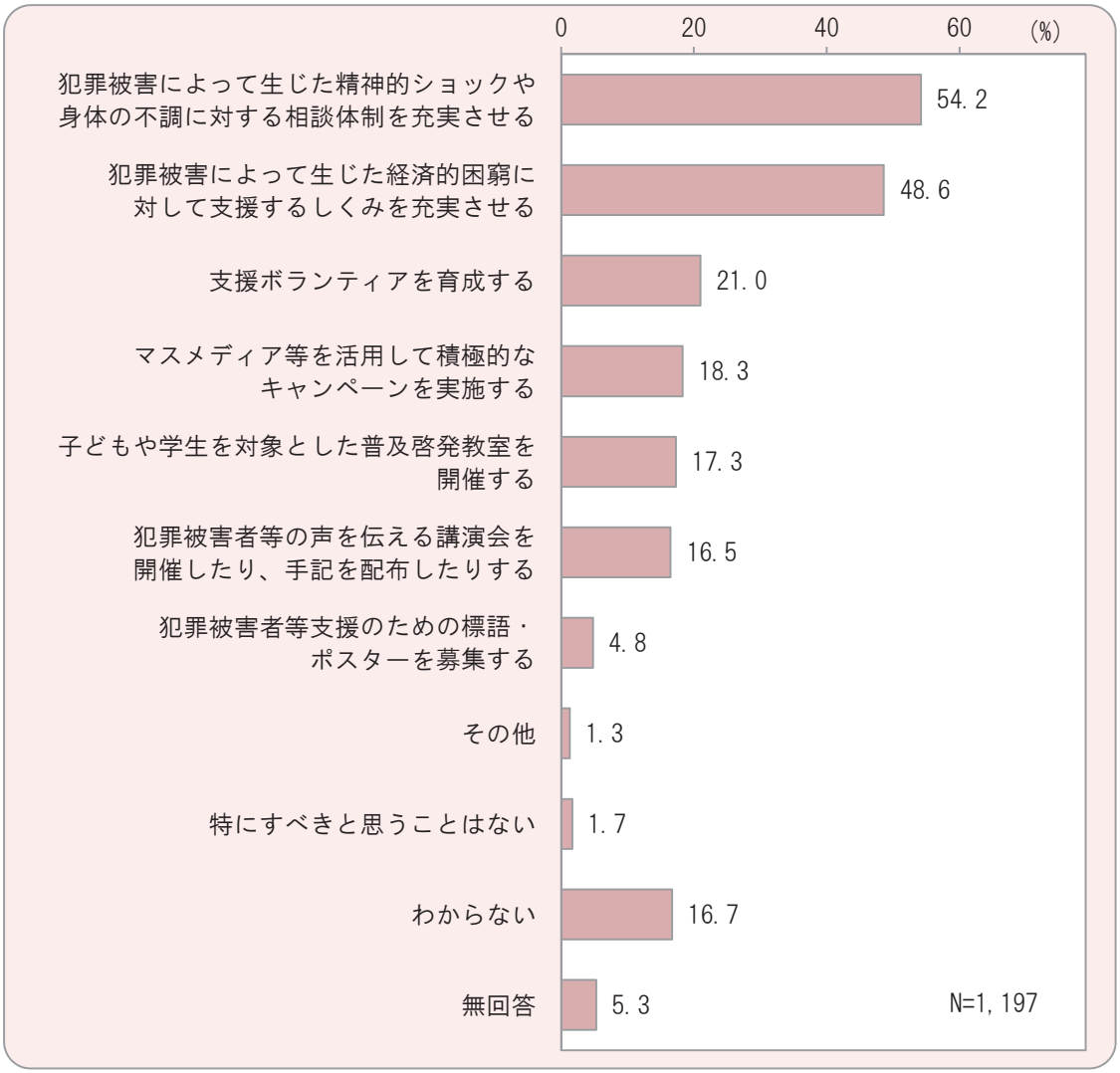

(2)　施策の方向性

①　犯罪被害者等の人権についての教育・啓発

〇市民が犯罪被害者やその家族の気持ちを理解し、二次的な被害が起きないよう、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会や様々な啓発活動を通じて、人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

②　相談体制等の充実

〇人権女性政策推進課において、犯罪被害者やその家族の人権相談に対応していきます。

〇公益社団法人石川被害者サポートセンター、石川県警察本部、金沢弁護士会及び石川県被害者等支援連絡協議会と連携して効果的な被害者等の支援を推進します。

〇犯罪被害者等見舞金制度の周知及び適切な運用に努め、被害者や家族の精神的被害の緩和を図ります。

９　刑を終えて出所した人等の人権

(1)　現状と課題

刑を終えて出所した人、逮捕・勾留後に保釈された人、執行猶予で釈放された人及びその家族に対する社会の偏見や差別は根強いものがあり、更生意欲をもち社会復帰を目指す場合にも、就職や住居の確保が難しい状況にあります。

社会への復帰を援助する更生保護活動への参加意向をみると、「自分もしたいと思う」と答えた人は5.8%にとどまっています（図表３－17）。市では関係機関団体と協力して、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築く「社会を明るくする運動」を推進しています。

図表３－17　更生保護活動への参加意向

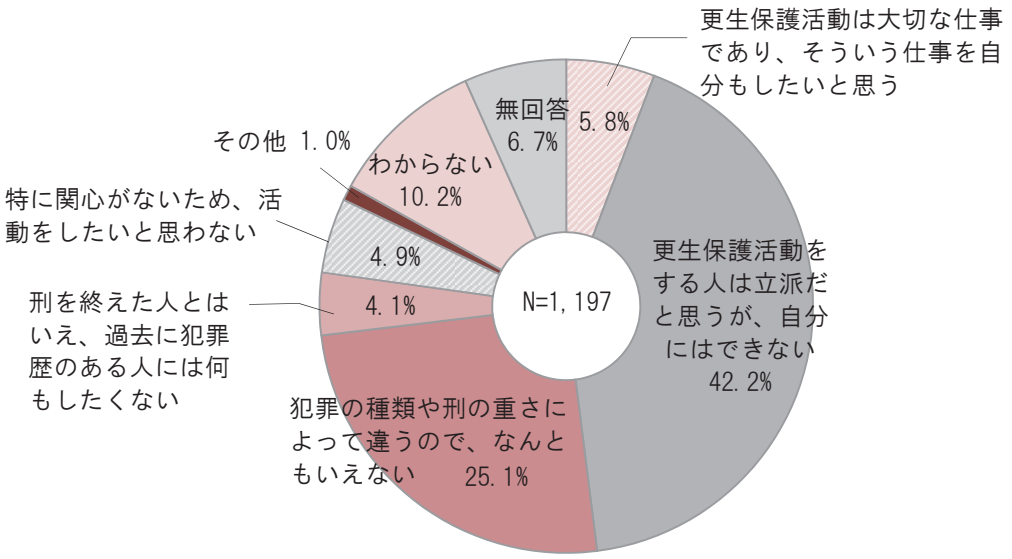

(2)　施策の方向性

①　刑を終えて出所した人等の人権についての教育・啓発、「社会を明るくする運動」との協働の推進

〇刑を終えて出所した人等の社会復帰がスムーズに進むよう、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権擁護施策として刑を終えて出所した人等の人権の啓発活動を推進します。

〇関係機関や保護司会などの団体と協力して、「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会を目指します。

②　相談体制の充実

〇人権女性政策推進課等において、刑を終えて出所した人等の人権相談に対応していきます。

10　インターネットによる人権侵害

(1)　現状と課題

インターネットは、その便利さから利用が広がる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、インターネットを悪用した人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。また、学校裏サイトやネットいじめが社会問題となっています。

市では、広報による啓発や情報モラルの出前講座を実施して、個人のプライバシーや人権尊重の教育・啓発を推進しています。

図表３－18　インターネットによる人権侵害等に関する問題点（複数回答）

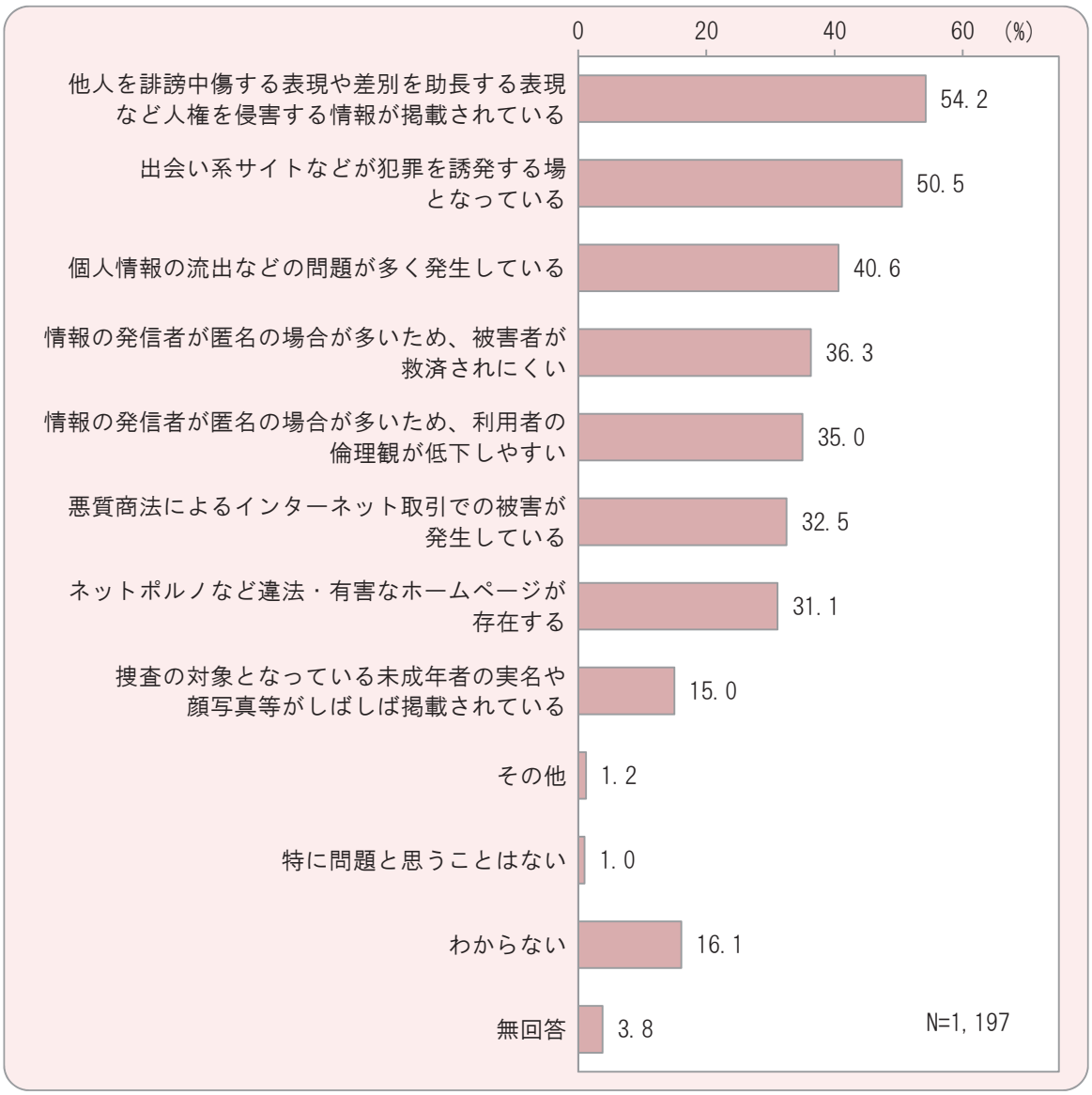

学校では各教科等の目標と連動しながら、発達段階に応じた情報モラル指導をふまえた情報活用能力の育成を図っています。また、教職員に対する「情報教育」研修の実施や、情報教育担当者の連絡会を実施するなど、指導力の向上に努めています。

図表３－19　インターネットによる人権侵害等を防ぐために行政等公的機関に求められること（複数回答）

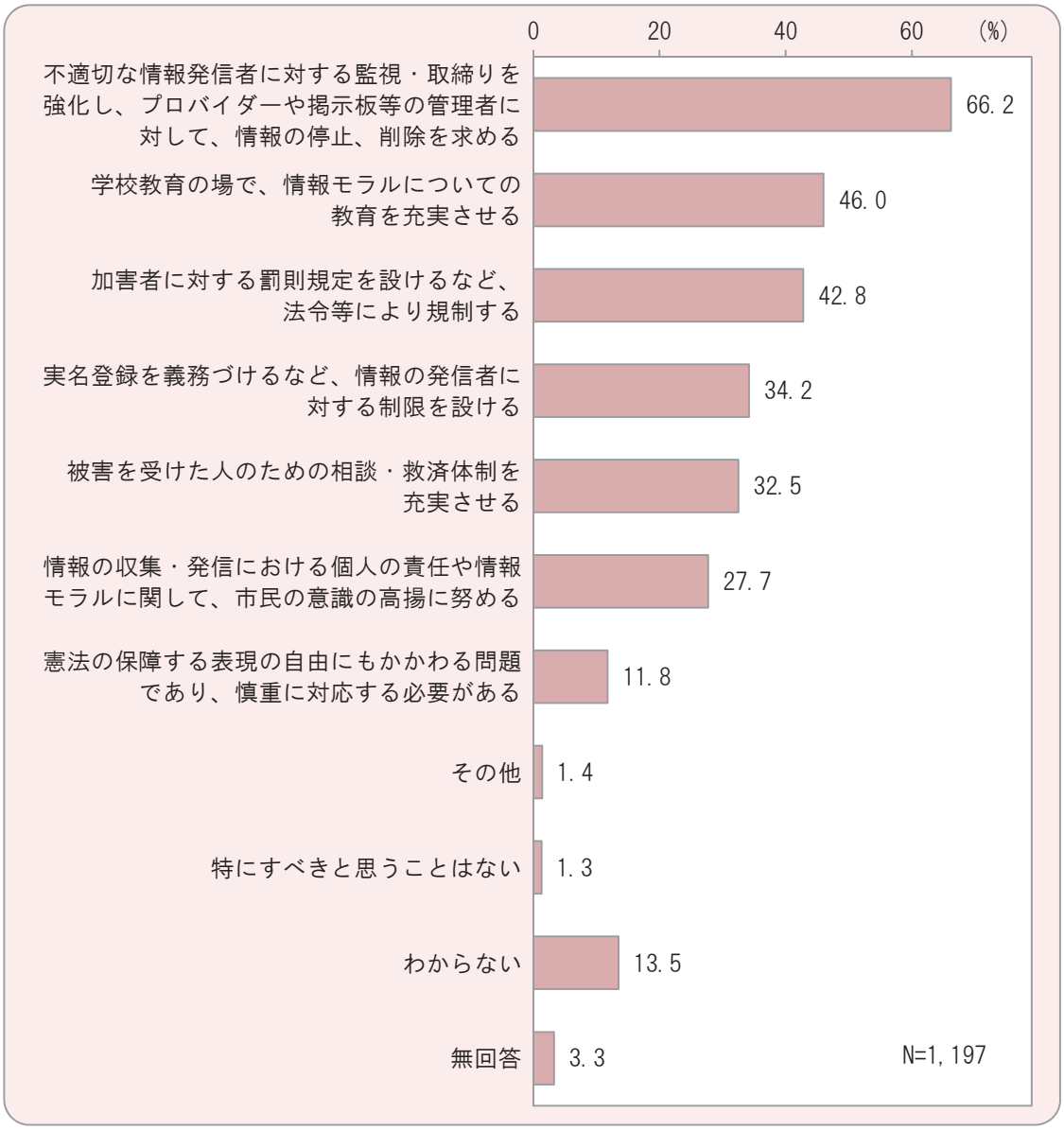

(2)　施策の方向性

①　インターネット利用者の人権に関する教育・啓発

〇学校教育等を通じて、情報化が社会にもたらす影響を知り、情報モラル・情報活用能力について理解させるための教育を推進します。

〇教職員の情報教育（情報モラル）研修、情報教育担当者連絡会などを行い、指導力の向上を図ります。

〇子どもが加害者や被害者にならないために、インターネット利用のルールを決めるなど、家庭における情報モラル教育の充実が図られるよう、保護者を対象として教育・啓発を推進します。

〇インターネット利用者に対し、個人のプライバシーや人権に対する正しい理解を深めるため、人権尊重の教育・啓発活動を推進します。

〇個人情報保護制度が市民の意識に浸透するよう、講演会等を通じて理解と周知に努めます。

②　相談体制の充実

〇ネットいじめ等の人権侵害を防止するため、金沢人権擁護委員協議会と協力し、相談体制の充実、相談窓口についての情報提供などに努めます。

11　その他の人権問題

(1)　現状と課題

これまで掲げた課題以外にも人権にかかわる問題があります。古くから続く問題だけでなく、新たに生じてきた問題などさまざまです。

①　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国は平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、この法律において国及び地方公共団体は拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発に努めることと定められました。

また、平成23(2011)年４月には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える一部改正が閣議決定され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものとされています。

拉致問題の解決には、国内各層の問題理解、国際社会の支持が不可欠であるため、その関心と理解を深めていく啓発活動が必要です。

②　アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道等に先住していた民族であり、独自の文化や伝統を有していますが、アイヌの人々に対する日本人化（同化政策）等により、現在では、文化や伝統の十分な保存が図られてはいません。アイヌ語を理解し、その伝統を担う人々の高齢化により、次の世代への継承が課題となっています。また、アイヌの人々についての理解が十分ではなく、就職や結婚等において偏見や差別が依然として残っており、アイヌの人々の人権を尊重するための教育・啓発が必要です。

③　ホームレスの人々の人権

ホームレス施策については、平成 14(2002)年８月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 20 年７月見直し）を策定しており、これに沿って、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたる施策が推進されています。

ホームレスの人数は全国的に減少傾向にありますが、生活実態について、食事の確保や健康面での問題を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況が見られるほか、高齢化、野宿生活の長期化等の傾向が見られるという調査結果があります。ホームレスの人々に対する嫌がらせなどの人権問題も生じており、関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

④　性同一性障害のある人の人権

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

平成 15(2003)年７月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布され、性同一性障害のある人であって一定の条件を満たすものについては、家庭裁判所で認められれば、戸籍の性別を変更できるようになりました。平成 20(2008)年６月の改正により、さらに条件が緩和されています。

性同一性障害のある人は、差別や偏見のため、学校や職場の中で大きな苦痛を感じ、さまざまな問題をかかえながら生活しています。これらの人々の人権擁護を図るため、市民への啓発に取り組んでいく必要があります。

⑤　性的指向による人権問題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛の対象が異性に向かう場合には異性愛、同性に向かう場合には同性愛、両性に向かう場合には両性愛と呼びます。同性愛、両性愛の人々は少数であるため、偏見を持たれてきました。

また、同性愛、両性愛の人々は差別や偏見のため、学校や職場の中で大きな苦痛を感じ、さまざまな問題をかかえながら生活しています。これらの人々の人権擁護を図るため、市民への啓発に取り組んでいく必要があります。

⑥　人身取引（トラフィッキング）による人権問題

性的搾取、強制労働などを目的とした「人身取引（トラフィッキング）」について、日本は人身取引の受入地であることが国際社会から指摘されており、重大な人権問題となっています。関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

⑦　その他

東日本大震災に起因する人権侵害など、新しい人権課題も生じています。このような新たな課題についても、必要に応じて、取り組んでいく必要があります。

(2)　施策の方向性

これらの課題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する人権教育や啓発活動を推進していきます。また、関係機関との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

第４章　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

１　就学前における人権教育

(1)　現状と課題

就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期としてとらえられています。

子どもの成長にあわせ、集団生活や遊びの中での友達関係を通して、また、異年齢・異世代との交流を通して、多くの人と接しさまざまな体験をしていくことにより、自分を大切にする感情とともに、他の人のことを思いやることができる社会的共感能力の基礎を育みます。

(2)　施策の方向性

①　集団生活の場を通した人権教育

保育所等においては、集団生活や遊びの体験など日常の保育の中で、互いを尊重し、他人を思いやるなど人権を大切にする心を育てます。

②　交流・体験活動を通した人権教育

地域の高齢者との交流、施設訪問、統合保育などを通して、まわりの人への理解や思いやりの心を育んでいきます。

③　保育所職員等の資質の向上

就学前の子どもの育成に携わる保育所職員等については、子どもの人権問題に関して正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めるための研修等を実施し、資質の向上を図ります。

２　学校における人権教育

(1)　現状と課題

学校教育においては、「生きる力」を育むことがますます重要になっており、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成していくことが求められています。豊かな心については、児童生徒の発達段階に応じた心に響く道徳教育などの心の教育が必要です。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていない等の問題」があるとし、本市においても同様の現状がみられます。

市民意識調査結果によると、人権尊重社会の実現のために行政に最も求められているのが「学校の場において、人権に関する教育を充実させる」こととなっています。

児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義や内容を理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、さらに具体的な態度や行動に現れるよう、道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて人権に関する教育の充実を図っていきます。

図表４－１　人権尊重社会実現に向けて行政等公的機関に求められること（複数回答）

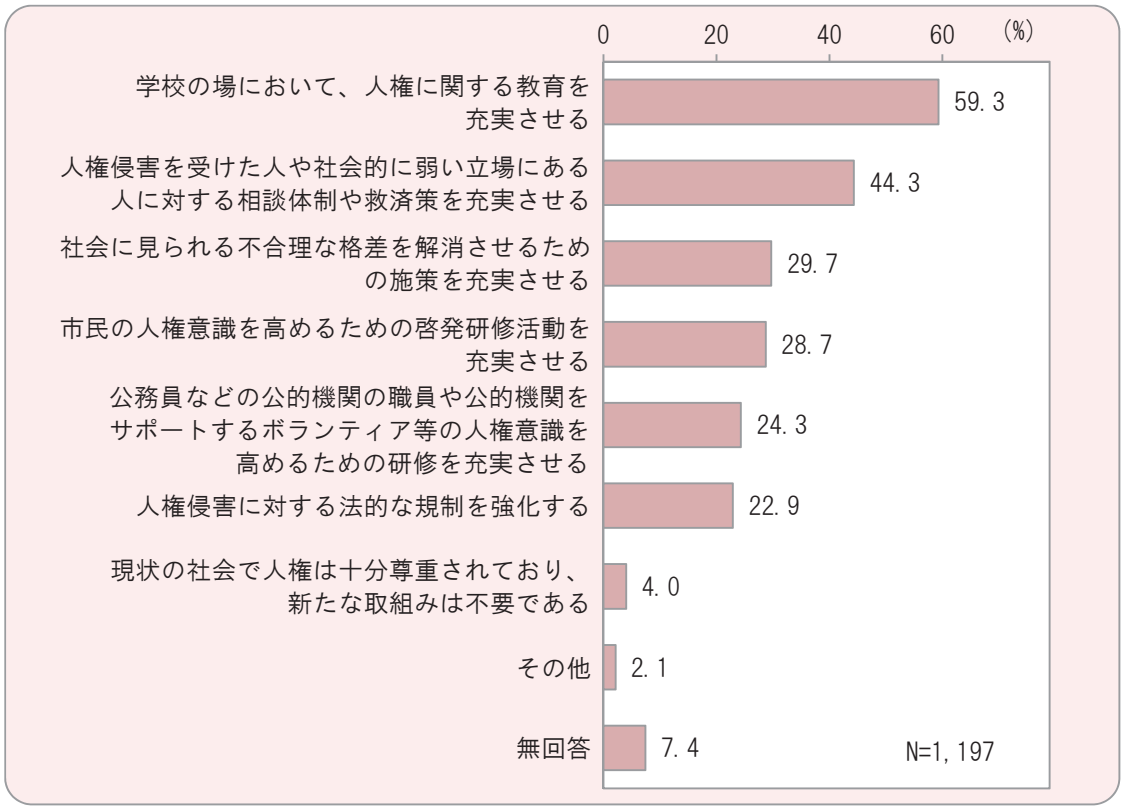

(2)　施策の方向性

①　心の教育の推進

人と人とのつながりを基盤として、社会・自然・世界などとの関わりを深め、自他をともに認め合い、命あるものを大切にする豊かな心を育むとともに、金沢に誇りを持つ子どもを育成する「金沢『絆』教育」を通して心の教育の推進に努めます。

②　人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進

校長のリーダーシップの下、全教職員の共通理解を図り、教科等指導、生徒指導、学級経営など教育活動全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていきます。その際、各学校は全体計画・年間指導計画に基づく適切な指導を行うとともに、小中一貫の視点に立った人権教育を進めていきます。

指導にあたっては、教師と児童生徒及び児童生徒同士が望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していきます。

③　人権教育の充実を目指した教育課程編成の推進

人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権教育の活動と各教科等の指導が互いに作用し、効果が上がるよう教育課程の編成を進めていきます。

また、一人一人を大切にした授業や地域・家庭と連携した活動等を通して、人権意識や実践力が身につくよう努めていきます。

④　人権尊重の理念に立った生徒指導の推進

積極的な生徒指導を図り、教師と児童生徒及び児童生徒同士が望ましい人間関係を形成し、他の人とともによりよく生きようとする態度や実践的な行動力が身につくよう努めていきます。

いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、人権尊重の精神の下、その行った行為を許さないという毅然とした指導を行います。

⑤　人権尊重の視点に立った学級経営等の推進

的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていきます。特に、集団生活の中で望ましい人間関係を築き、協力しながら学び合うことの大切さを実感させ、互いを認め合う心や態度を形成できるよう学級経営に努めていきます。

３　家庭・地域における人権教育・啓発

(1)　現状と課題

市民が人権問題に対する理解と認識を深め、人権に関わるさまざまな問題の解決に資することができるよう、社会教育における人権に関する学習活動や啓発活動を推進します。

人権尊重の意識は、まず日常生活の中で形成されるものであり、そのためには、地域や家庭においてさまざまな人権問題に対する理解と認識を深めることが必要です。しかし、近年の地域の都市化、核家族化の進展から、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学習機会の提供や環境の整備を通じて、家庭や地域における人権教育を支援していきます。

(2)　施策の方向性

①　学習機会の提供

地域の身近な公民館や社会教育施設等の場において、参加しやすい形での学習会や研修を行うことにより、より多くの住民が参加できる学習機会を提供していきます。

②　学習環境の整備

人権に関する図書・資料・教材の充実を図り、さらにこうした教材や講師等の学習情報の提供に努めます。

③　地域指導者の育成

地域・家庭における人権教育を推進するために、人権問題を正しく理解し、地域で指導できる人材の育成に努めます。

④　家庭・学校・地域の連携

人権尊重のまちづくりを進めるために、家庭、学校、地域が相互に連携して、一体となった取り組みを進めます。

４　企業等における人権啓発

(1)　現状と課題

企業等は、その企業活動等を通じて地域や多くの市民と深い関わり合いがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。同時に、社会を構成する一員として、環境保全、男女共同参画社会や少子高齢社会への対応などの社会的責任が求められています。

公正な採用選考の確保、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障害者の雇用促進、セクシャル・ハラスメントの防止など、人権問題に関して企業などが取り組むべき課題は多く残されており、国や県と連携して働きかけを行うとともに、企業等が自ら取り組む研修等への支援を行います。

(2)　施策の方向性

①　公正な採用、雇用における平等の確保

企業等において、採用者が人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムが確立されるよう、石川県、石川労働局及び公共職業安定所等の関係機関と連携し、研修会等を通じて企業等に対し働きかけを行います。

②　企業等における人権啓発への支援

企業経営者及び公正採用選考人権啓発推進員等の担当者に対し、同和問題をはじめとする人権問題について、研修会等を通じて意識啓発を行います。

企業等自らが自主的かつ計画的、継続的な研修として人権啓発に取り組めるよう、研修に関し指導・助言を行うとともに教材等の提供を進めます。

第５章　特定の職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

教職員、社会教育関係者、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員、市職員、マスメディア関係者等、人権にかかわりの深い分野に従事する者に対し、研修等を通じて人権教育・啓発の充実に努めます。

１　教 職 員

子どもたちの豊かな人格形成のために、人権を尊重した学校教育の果たす役割は大きいといえます。このため、教職員一人ひとりが、人権課題についての認識を深め、確かな人権意識を持つように研修・啓発を行うことにより子どもたちへの人権教育を効果的に進めるための指導力の向上を図ります。

○初任者研修、採用されて一定の年数を経た教員に対する研修、担当者研修など、系統的に人権課題について研修を実施します。

○一人ひとりの児童生徒に応じた指導を充実するとともに、人権が大切にされた教育が行えるよう、指導力を向上させるための研修を実施します。

○いじめ・不登校等の実態を踏まえ、効果的な研修の内容について検討し、生徒指導との関連を強化していきます。

２　社会教育関係者

地区公民館等の社会教育施設に従事している職員をはじめとする社会教育関係団体の指導者は、地域住民と密接に関わる機会が多くあり、地域住民の人権学習を効果的に進めるためには、地域における学習会等を企画・開催する実行力が必要です。このため、指導者をはじめとする社会教育関係者が、それぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身に付け、人権問題の理解と認識を深めるよう、更なる人権教育の研修の充実に努めます。

３　保健・医療関係者

保健・医療関係者は、その職務の遂行にあたっては、個人の人格の尊重やプライバシーの保護などに十分配慮するなど、個人の人権擁護の立場に立った行動が求められることから、保健・医療関係の業務に従事する人たちに対して、人権に対する意識を深めるための研修を実施します。

また、保健・医療関係の諸団体に対しても、人権に対する意識を深めるための研修実施など人権啓発の充実を働きかけます。

４　福祉関係者

福祉関係者は、さまざまな生活課題を抱える人と接する機会が多く、職務の遂行にあたって、個人の人格の尊重、プライバシーの保護及び公正公平な対応など人権意識に根ざした行動が強く求められることから、これらの人たちに対する研修や講演会などを通じて人権意識の普及、高揚を図ります。

○各職場での新任職員研修・中堅職員研修、監督職員研修、管理者研修及び養成機関での研修はもとより、さまざまな研修会や講演会などあらゆる場を通じて人権啓発を実施するよう関係団体・関係者等に働きかけ、差別のない明るい社会づくりに努めます。

○民生委員児童委員については、新任研修に人権研修を盛り込むとともに、民生委員児童委員協議会などを通じて人権研修会等への参加を呼びかけていきます。

５　消防職員

消防職員は、火災、救急、救助などのあらゆる災害現場において活動し、国民の生命、身体及び財産の保護に努めていますが、これらの消防業務を適正に執行するためには、法的な判断力とあわせ人権に関する正しい認識が必要です。このため、人権の現状と課題について認識が深まるよう、各種研修を継続的に実施し、消防職員の資質向上に努めます。

６　市 職 員

市職員には、より高い人権感覚を身につけ、業務にあたることが求められることから、市職員が人権に対する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、階層に応じた系統的な研修を実施していきます。

○職務年数別、役職別などの階層別で人権研修を実施します。

○全階層を対象とした人権問題に関する講演会の開催や、他団体が主催する人権に関する講演会へ参加するなど、職員の人権についての意識の高揚を図ります。

○研修や講演会の内容として、人権に関わる法律の制定や見直し、それらへの対応、新たな人権課題を盛り込むなどの充実を図り、適切な窓口対応や業務の遂行が図られるよう努めます。

７　マスメディア関係者

現代社会では、テレビ・ラジオ局、新聞社等、マスメディアは世論形成や教育・娯楽の提供などに大きな社会的役割を果たしていますが、時には行き過ぎた取材活動や報道が問題となることもあります。

マスメディア関係者には、人権の擁護・啓発の推進のため情報提供を行い、マスメディアを通じた人権意識の普及への協力を要請していきます。

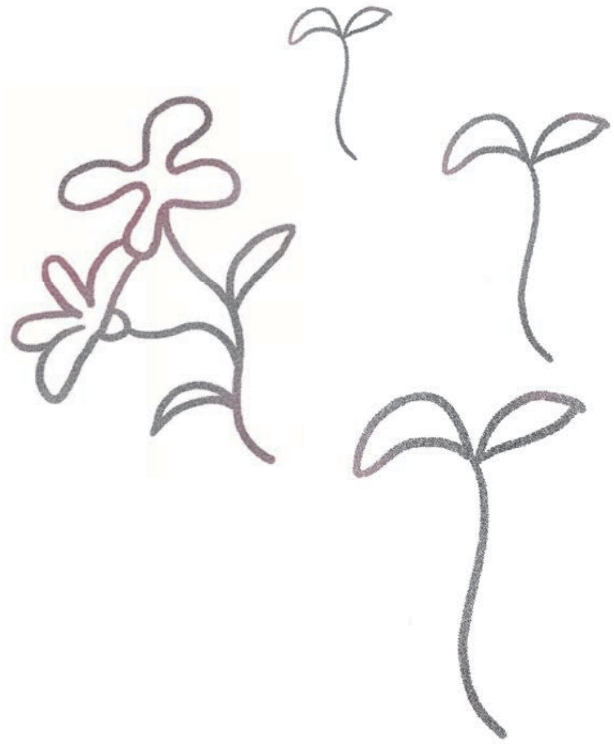

第６章　人権教育・啓発の効果的な推進

１　人材の育成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題とし、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していくためには、市民の身近な場所で人権教育・啓発を推進していく必要があり、このために人権感覚と実践力を備えた指導者の育成・発掘に努めます。

○人権尊重の意識を養う研修会等を開催し、地域、学校、職場などで活動する人材の育成を図ります。
○地域の活動団体等との交流・連携を図り、人材の発掘に努めます。
○それぞれの人権分野における専門の指導者などの交流・連携を促進します。

２　教材・学習プログラム等の開発

(1)　教材（啓発資料、リーフレット、ビデオ、図書等）

人権教育・啓発がより効果的に行われるよう、活用しやすい教材の収集、開発及び情報提供を行います。

○家庭、地域、学校、職場での人権教育において、学習主体の対象やニーズに対応した教材の収集、開発を進めます。
○これまで蓄積されてきた人権教育に関わる諸教材についても、新しい視点で見直すとともに、ワークショップなどの手法に対応した、分かりやすく効果的な教材の開発を進めます。
○人権教育に関わる教材が市民に活用されるよう、積極的、効果的な情報提供を行います。

(2)　学習プログラム

人権の重要課題を総合的にとらえるとともに、日常生活に密着した身近な問題としてとらえていくため、学校教育や社会教育、家庭教育の場、企業・団体等で行う学習、研修のためのプログラムを開発し、内容の充実を図ります。

(3)　関係団体等との連携

人権教育・啓発に関する教材や学習プログラムの開発等にあたっては、これらのことに知識と技術を持つ関係団体等と連携を図りながら進めます。

３　市民意識の把握と効果的な推進のための情報提供

(1)　市民意識の把握

計画の評価や見直しにあたっては、人権問題に関する市民意識の把握を行います。

(2)　効果的な推進のための情報提供

国、県等と協力し、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員など人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知を図っていきます。

人権啓発を進めるうえで、マスメディアの果たす役割が大きいことから、テレビ・ラジオの活用、ＩＣＴ環境の進歩・発展を受け、インターネットの活用等も推進し、メディアを利用した情報提供の強化・充実を検討していきます。

市の広報などに、講座、行事等の多様な情報を掲載するとともに、重要課題に関する新聞広告や啓発冊子を作成するなど、あらゆる機会をとらえて人権啓発・情報提供を行います。

４　国、県、関係団体等との連携

人権教育・啓発の推進が広範な取り組みとして展開されるためには、国、県及び関係団体等との協働が重要です。特に、人権教育・啓発と関わりのある市民団体等とパートナーシップを築き、教材・指導者等の情報の提供や交流を深めるなど幅広い相互の連携に努めます。

また、この行動計画を効果的に推進するためには、公的部門だけでなく、地域団体や企業等において人権教育・啓発の取り組みが積極的に推進される必要があります。これら民間団体に人権教育・啓発の取り組みの充実を促すとともに、講師や教材などについて適切な情報提供を行います。

第７章　行動計画の推進のために

１　推進体制

この行動計画の総合的・効果的な推進のため、副市長を座長とし、市長公室、都市政策局、市民局、教育委員会などで構成する「金沢市人権同和対策連絡会議」において庁内連携を深め、全庁的な取り組みを一層進めます。

２　計画の評価と見直し

人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、５年をめどに、この行動計画の進捗状況と効果について検証・評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

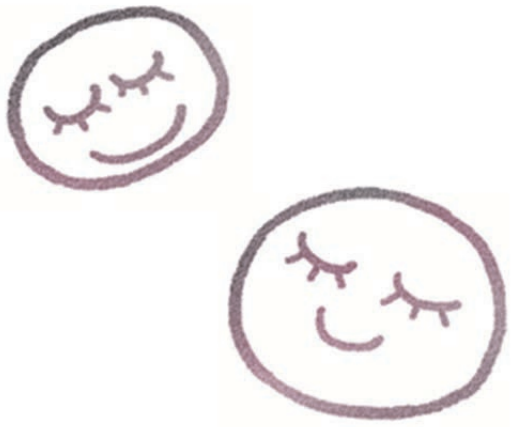

資　料　編

日本国憲法（抄）

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

主な国際年と国際の10年

日本が締結している主な人権関係条約

日本国憲法（抄）

〔昭和21(1946)年11月３日公布
昭和22(1947)年５月３日施行〕

〔基本的人権〕

第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条　学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条　財産権は、これを侵してはならない。

②　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔基本的人権の由来特質〕

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

〔1948(昭和23)年12月10日
第３回国際連合総会採択〕

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

（外務省　仮訳文）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年12月６日法律第147号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

（平成14年３月15日閣議決定（策定）
平成23年４月１日閣議決定（変更））

第４章　人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては，国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて，関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は，国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら，今後とも，積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで，ここでは，第３章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ，国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って，人権一般の普遍的な視点からの取組，各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに，人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

１　人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は，生涯学習の視点に立って，幼児期からの発達段階を踏まえ，地域の実情等に応じて，学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ，これを実施する必要がある。

ア　学校教育

学校教育においては，それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で，幼児児童生徒，学生が，社会生活を営む上で必要な知識・技能，態度などを確実に身に付けることを通じて，人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については，新しい学習指導要領等に基づき，自ら学び，自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに，高等教育については，こうした「生きる力」を基盤として，知的，道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って，以下のような施策を推進していく。

第一に，学校における指導方法の改善を図るため，効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い，その成果を学校等に提供していく。また，心に響く道徳教育を推進するため，地域の人材の配置，指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に，社会教育との連携を図りつつ，社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ，ボ

ランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動を始め，勤労生産活動，職業体験活動，芸術文化体験活動，高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため，モデルとなる地域や学校を設け，その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に，子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも，各学校が，人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に，校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中，規範意識を培い，こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に，高等教育については，大学等の主体的判断により，法学教育など様々な分野において，人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に，養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り，人権尊重の理念について十分な認識を持ち，子どもへの愛情や教育への使命感，教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際，教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また，教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず，そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに，個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう，教職員配置の改善を進めていく。

イ　社会教育

社会教育においては，すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や，家庭教育支援のための機能の充実や，多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ，生涯学習の振興のための各種施策を通じて，人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際，人権に関する学習においては，単に人権問題を知識として学ぶだけではなく，日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に，幼児期から豊かな情操や思いやり，生命を大切にする心，善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし，すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に，親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから，親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに，父親の家庭教育参加の促進，子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に，公民館等の社会教育施設を中心として，地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため， 広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため，人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施，教材の作成等の取組を促進する。また，学校教育との連携を図りつつ，青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため，ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者，障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに，初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動

など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に，学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに，広く関係機関にその成果を普及し，特に，日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に，直感的にその出来事がおかしいと思う感性や，日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを，市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために，身近な課題を取り上げたり，様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり，学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い，その成果を全国に普及していく。

第四に，地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び，その資質の向上を図り，社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容，方法について，体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は，その内容はもとより実施の方法においても，国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり，人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも，その視点からの配慮が欠かせない。

ア　内容

啓発の内容に関して言えば，国民の理解と共感を得るという視点から，人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり，そのような啓発として，特に以下のものを挙げることができる。

ⅰ　人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成９年実施）の結果によれば，基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが， この点にも象徴されるように，国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで，憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など，人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ⅱ　生命の尊さ

近年，小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し，社会的耳目を集めているが，これらに限らず，いじめや児童虐待，ストーカー行為，電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々，日常生活のあらゆる場面において，ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として，人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており，改めて生命の尊さ・大切さや，自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること，他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii　個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が，安易な事なかれ主義に流れたり，人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており，そのことにより，各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで，これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが，そのためには，互いの人権を尊重し合うということの意味が，各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ　方法

啓発の方法に関し，国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては，以下のものを挙げることができる。

i　対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば，対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり，そのためには，対象者の発達段階に応じて，その対象者の家庭，学校，地域社会，職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ，自分の課題として考えてもらうなど，手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また，対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり，例えば，幼児児童に対する人権啓発としては，「他人の痛みが分かる」，「他人の気持ちを理解し，行動できる」など，他人を思いやる心をはぐくみ，子どもの情操をより豊かにすることを目的として，子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり，自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして，ある程度理解力が備わった青少年期には，ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて，高齢者や障害のある人などと直接触れ合い，そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii　具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには，具体的な事例を取り上げ，その問題を前提として自由に議論することも，啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば，人権上大きな社会問題となった事例に関して，人権擁護に当たる機関が，タイミング良く，人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは，広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で，大きな効果を期待できる。特に，その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には，地域住民が人権尊重の理念について，より身近に感じ，その理解を深めることにつながるので，その意味でも，具体的な事例を挙げて，地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお，過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては，そこで得られた教訓を踏まえて，将来，類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合，人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し，被害者の立場に立った啓発を

心掛ける必要がある。

iii　参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施，人権啓発映画・啓発ビデオの放映等，啓発主体が国民に向けて行う啓発は，人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが，国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると，このような受身型の啓発には限界がある。そこで，啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば，各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し，これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2　各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては，普遍的な視点からの取組のほか，各人権課題に対する取組を推進し，それらに関する知識や理解を深め，さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際，地域の実情，対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ，適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は，法の下の平等について規定し，政治的，経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに，家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし，現実には，従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから，社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また，夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等，女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど，真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は，我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており，国際連合を中心とした国際的な動向をみると，1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め，これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け，この間に，女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また，1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効，我が国の批准1985年）され，1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか，世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど，女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても，従来から，こうした国際的な動向にも配慮しながら，男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に，平成11年６月には，男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され，平成12年12月には，同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また，平成13年１月の中央省庁等改革に際し，内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され，男女共同参画社会の形成の促進に

関する推進体制が充実・強化された。

なお，女性に対する暴力の関係では，「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等，立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため，国が率先垂範して取組を進めるとともに，地方公共団体，企業，各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ，その取組を支援する。（全府省庁）

② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに，これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため，国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また，女性の権利に関係の深い国内法令や，女子差別撤廃条約，女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）

③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し，固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し，人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため，家庭，学校，地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また，女性の生涯にわたる学習機会の充実，社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）

⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため，啓発等を行うとともに，働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省，文部科学省）

⑥ 農山漁村の女性が，男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため，家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。（農林水産省）

⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに，メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため，メディアの自主的取組を促しつつ，メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。（内閣府ほか関係省庁）

⑧ 夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに，暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。（内閣府）

⑨ 夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて，厳正な取締りはもとより，被害女性の人権を守る観点から，事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど，必要な体制を整備するとともに，事情聴取，相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。（警察庁）

⑩ 夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調

査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑪　女性の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお，女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか，必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑫　我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（ＵＮＩＦＥＭ）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等，女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。（外務省）

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては，既に日本国憲法を始め，児童福祉法や児童憲章，教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され，また，国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ，「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし，子どもたちを取り巻く環境は，我が国においても懸念すべき状況にある。例えば，少年非行は，現在，戦後第４の多発期にあり，質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で，実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか，犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ，薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに，学校をめぐっては，校内暴力やいじめ，不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ，「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号），「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに，家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に，大人社会における利己的な風潮や，金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが，未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し，健全に育てていくことの大切さを改めて認識し，自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って，子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って，政府のみならず，地方公共団体，地域社会，学校，家庭，民間企業・団体や情報メディア等，社会全体が一体となって相互に連携を図りながら，子どもの人権の尊重及び保護に向け，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく，基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

②　学校教育及び社会教育を通じて，憲法及び教育基本法の精神に則り，人権尊重

の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については，人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに，幼児児童生徒の人権に十分に配慮し，一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。その際，自他の権利を大切にすることとともに，社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては，子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため，公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）

③　学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年７月）の趣旨等を踏まえ，子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から，全小・中・高等学校等において，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）

④　校内暴力やいじめ，不登校などの問題の解決に向け，スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また，問題行動を起こす児童生徒については，暴力やいじめは許されないという指導を徹底し，必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに，学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど，地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

⑤　親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供，子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）

⑥　児童虐待など，児童の健全育成上重大な問題について，児童相談所，学校，警察等の関係機関が連携を強化し，総合的な取組を推進するとともに，啓発活動を推進する。（厚生労働省，文部科学省，警察庁）

⑦　児童買春・児童ポルノ，児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから，児童の権利に関する条約の広報等を通じ，積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）

⑧　犯罪等の被害に遭った少年に対し，カウンセリング等による支援を行うとともに，少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し，被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）

⑨　保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため，この指針を参考として児童の心身の発達，家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また，保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）

⑩　児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑪　教職員について，養成・採用・研修を通じ，人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに，個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう，教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

⑫　子どもの人権問題の解決を図るため，「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，「子どもの人権１１０番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(3) 高齢者

人口の高齢化は，世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては，2015年には４人に１人が６５歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが，これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから，我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず，早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると，1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が，また，1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され，翌年1992年の第47回国連総会においては，これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに，各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して，1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては，昭和61年６月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき，長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが，平成７年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから，以後，同法に基づく高齢社会対策大綱（平成８年７月閣議決定）を基本として，国際的な動向も踏まえながら，各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には，引き続きより一層の対策を推進するため，新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては，高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか，社会参加の困難性などが指摘されているが， こうした動向等を踏まえ，高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに，高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに，高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

②　「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ，広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）

③　学校教育においては，高齢化の進展を踏まえ，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに，高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④　高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省，文部科学省）

⑤　高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため，世代間交流の機会を充実させる。（内閣府，厚生労働省，文部科学省）

⑥　高齢者が社会で活躍できるよう，ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府，厚生労働省，文部科学省）

⑦　高齢者が長年にわたり培ってきた知識，経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため，定年の引き上げ等による６５歳までの安定した雇用の確保，再就職の援助，多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）

⑧　高齢化が急速に進行している農山漁村において，高齢者が農業生産活動，地域社会活動等において生涯現役を目指し，安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）

⑨　高齢者に関しては，介護者等による肉体的虐待，心理的虐待，経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑩　高齢者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(4) 障害者

障害者基本法第３条第２項は，「すべて障害者は，社会を構成する一員として社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが，現実には，障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く，その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また，障害者への偏見や差別意識が生じる背景には，障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると，国際連合では，1971年に「知的障害者の権利宣言」，1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され，障害者の基本的人権と障害者問題について，ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして，1976年の第31回総会においては，1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに，その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また，1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され，各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが，「国連・障害者の十年」の終了後は，国連アジア太平洋経済社会委員会（ＥＳＣＡＰ）において，1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され，更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても，このような国際的な動向と合わせ，各種の取組を展開している。まず，昭和57年３月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに，同年

４月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成８年１月，障害者施策推進本部に改称）が設置され，障害者の雇用促進や社会的な施設，設備等の充実が図られることとなったが，平成５年３月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され，また，平成７年12月には新長期計画の最終年次に合わせて，平成８年度から平成14年度までの７カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで，長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し，障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）

② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し，ノーマライゼーションの理念を定着させることにより，障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

③ 障害者の自立と社会参加を目指し，盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに，障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため，小・中学校等や地域における交流教育の実施，小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布，並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，障害者に対する理解，社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため，障害者雇用促進月間を設定し，全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また，障害者の職業能力の向上を図るとともに，社会の理解と認識を高めるため，身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）

⑤ 精神障害者に対する差別，偏見の是正のため，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し，精神障害者の人権擁護のため，精神保健指定医，精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）

⑥ 障害者に関しては，雇用差別，財産侵害，施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため，「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5) 同和問題

同和問題は，我が国固有の重大な人権問題であり，その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため，政府は，これまで各種の取組を展開してきており，特に戦後は，３本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果，同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ，ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており，物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み，差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって，同和問題に関する国民の差別意識は，「着実に解消に向けて進んでいる」が，「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年７月29日人権擁護推進審議会答申）ことから，現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか，教育，就職，産業等の面での問題等がある。また，同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど，深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については，平成14年３月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し，今後の施策ニーズには，他の地域と同様に，地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって，今後はその中で対応が図られることとなるが，同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については，平成８年５月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し，これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ，同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 同和問題に関する差別意識については，「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成８年７月26日閣議決定）」に基づき，人権教育・啓発の事業を推進することにより，その解消を図っていく。（文部科学省，法務省）

② 学校，家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し，学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）

③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し，同和問題の早期解決を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）

⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して，人権尊重の理念を広く普及させ，その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）

⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が，農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を，農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）

⑦ 社会福祉施設である隣保館においては，地域改善対策協議会意見具申（平成８年５月17日）に基づき，周辺地域を含めた地域社会全体の中で，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い，更なる啓発活動を推進する。また，地域における人権教育を推進す

るための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも，積極的な連携を図る。（厚生労働省，文部科学省）

⑧　同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け，啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）

⑨　同和問題に関しては，結婚や就職等における差別，差別落書き，インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑩　同和問題に係る人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は，少なくとも中世末期以降の歴史の中では，当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり，現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし，アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は，江戸時代の松前藩による支配や，維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより，今日では十分な保存，伝承が図られているとは言い難い状況にある。また，アイヌの人々の経済状況や生活環境，教育水準等は，これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの，アイヌの人々が居住する地域において，他の人々となお格差があることが認められるほか，結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下，平成７年３月，内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され，法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり，同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて，平成９年５月，「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成９年法律第52号）が制定された。現在，同法に基づき，アイヌに関する総合的かつ実践的な研究，アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ，国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史，文化，伝統及び現状に関する認識と理解を深め，アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省，国土交通省）

②　アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し，その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め，アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

③　学校教育では，アイヌの人々について，社会科等において取り上げられており，今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため，教職員の研修を推進する。（文部科学省）

④　各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）

⑤　生活館において，アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）

⑥　アイヌの人々に関しては，結婚や就職等における差別等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦　アイヌの人々の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して，我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は，権利の性質上，日本国民のみを対象としていると解されるものを除き，我が国に在留する外国人についても，等しく基本的人権の享有を保障しているところであり，政府は，外国人の平等の権利と機会の保障，他国の文化・価値観の尊重，外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし，現実には，我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか，外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には，我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え，他国の言語，宗教，習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は，国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着，様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により，外国人に対する理解が進み，着実に改善の方向に向かっていると考えられるが，未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち，外国人に対する偏見や差別意識を解消し，外国人の持つ文化や多様性を受け入れ，国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　外国人に対する偏見や差別意識を解消し，外国人の持つ文化，宗教，生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち，これを尊重するなど，国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

②　学校においては，国際化の著しい進展を踏まえ，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，広い視野を持ち，異文化

を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また，外国人児童生徒に対して，日本語の指導を始め，適切な支援を行っていく。（文部科学省）

③　外国人に関しては，就労における差別や入居・入店拒否，在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

④　外国人の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど，人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(8) ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果，感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ，患者，元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については，まず，治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが，それとともに，患者，元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など，人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア　ＨＩＶ感染者等

ＨＩＶ感染症は，進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり，ＨＩＶによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（ＡＩＤＳ）と呼んでいる。エイズは，1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来，その広がりは世界的に深刻な状況にあるが，我が国においても昭和60年３月に最初の患者が発見され，国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やＨＩＶ感染者に対しては，正しい知識や理解の不足から，これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが，そのことが原因となって，医療現場における診療拒否や無断検診のほか，就職拒否や職場解雇，アパートへの入居拒否・立ち退き要求，公衆浴場への入場拒否など，社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし，ＨＩＶ感染症は，その感染経路が特定している上，感染力もそれほど強いものでないことから，正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り，いたずらに感染を恐れる必要はなく，また，近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり，症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては，基本的人権尊重の観点から，すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに，エイズ患者やＨＩＶ感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　ＨＩＶ感染症等に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，世界エイズデーの開催等を通じて，ＨＩＶ感染症等についての正しい知識の普及を図ること

により，エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する偏見や差別意識を解消し，ＨＩＶ感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省，厚生労働省）

② 学校教育においては，エイズ教育の推進を通じて，発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより，エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する偏見や差別をなくすとともに，そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

③ 職場におけるエイズ患者やＨＩＶ感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）

④ エイズ患者やＨＩＶ感染者に関しては，日常生活，職場，医療現場等における差別，プライバシー侵害等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しエイズ患者やＨＩＶ感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑤ エイズ患者やＨＩＶ感染者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やＨＩＶ感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は，らい菌による感染症であるが，らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く，発病した場合であっても，現在では治療方法が確立している。また，遺伝病でないことも判明している。

したがって，ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが，従来，我が国においては，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ，古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は，昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され，さらに，昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も，依然として改められることはなかった。平成８年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され，ようやく強制隔離政策は終結することとなるが，療養所入所者の多くは，これまでの長期間にわたる隔離などにより，家族や親族などとの関係を絶たれ，また，入所者自身の高齢化等により，病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど，社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下，平成13年５月11日，ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが，これが大きな契機となって，ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ，国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や，名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては，ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて，より一層の強化を図っていく必要があり，以下の取組を積極的に推進することとする。

① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，ハンセン病資料館の運営等を通じて，ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより，ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し，ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても，啓発資料の適切な活用を図る。（法務省，厚生労働省，文部科学省）

② ハンセン病患者・元患者等に関しては，入居拒否，日常生活における差別や嫌がらせ，社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に，ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い，入所者の気持ちを理解し，少しでも心の傷が癒されるように努める。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては，本人に真しな更生の意欲がある場合であっても，国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり，就職に際しての差別や住居等の確保の困難など，社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し，社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには， 本人の強い更生意欲とともに， 家族，職場，地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから，刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し，その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時，我が国では，犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては，平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定，刑事訴訟法や検察審査会法，少年法の改正等一連の法的措置によって，司法手続における改善が図られたほか，平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり，今後，こうした制度の適正な運用が求められる。

また，犯罪被害者等をめぐる問題としては，マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は，その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり，また，裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く，

泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ，マスメディアの自主的な取組を喚起するなど，犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには，電子メールのような特定人間の通信のほかに，ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信，電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり，情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから，例えば，他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載，少年被疑者の実名・顔写真の掲載など，人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが，一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては，発信者が判明する場合は，同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め，また，発信者を特定できない場合は，プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど，業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して，個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり，そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。（法務省）

② 学校においては，情報に関する教科において，インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め，情報化の進展が社会にもたらす影響について知り，情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。（文部科学省）

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて，多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが，これらの事件の多くは，北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため，政府は，平成３年（1991年）以来，機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は，頑なに否定し続けていたが，平成14年（2002年）９月の日朝首脳会談において，初めて日本人の拉致を認め，謝罪した。同年10月，５名の拉致被害者が帰国したが，他の被害者について，北朝鮮当局は，いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は，平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが，このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下，所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は，国民に対する人権侵害であり，我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては，国の責任において，全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また，国際連合においては，平成15年（2003年）以来毎年，我が国が提出している

北朝鮮人権状況決議が採択され，北朝鮮に対し，拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では，平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ，平成18年（2006年）６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は，国や地方公共団体の責務として，拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし，また，12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め，国及び地方公共団体が，国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には，幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり，その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため，北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）

② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り，国民の関心と認識を深めるため，啓発資料の作成・配布，各種の広報活動を実施する。（内閣官房，法務省）

③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため，地方公共団体及び民間団体と協力しつつ，啓発行事を実施する。（内閣官房，総務省，法務省）

④ 学校教育においては，児童生徒の発達段階等に応じて，拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）

⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房，外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題，例えば，同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など，その他の課題についても，それぞれの問題状況に応じて，その解決に資する施策の検討を行う。

主な国際年と国際の10年

年	主な国際年と国際の10年	年	主な国際年と国際の10年
1959／1960年	世界難民年	2000年	平和の文化のための国際年
1968年	国際人権年	2001年	ボランティア国際年
1970年	国際教育年	2001年	国連文明間の対話年
1971年	人種差別と闘う国際年	2001年	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年
1973～1982年	第１次人種主義および人種差別と闘う10年	2001～2010年	開発途上国、特にアフリカにおけるマラリア撲滅の10年
1975年	国際婦人年		
1976～1985年	国連婦人の10年	2001～2010年	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力ための国際の10年
1978／1979年	国際反アパルトヘイト年		
1979年	国際児童年	2001～2010年	第２次植民地主義撤廃のための国際の10年
1981年	国際障害者年		
1982年	南アフリカ制裁国際年	2002年	国際エコツーリズム年
1983～1992年	第２次人種主義および人種差別と闘う10年	2003年	国際淡水年
		2003～2012年	国連識字の10年：すべての人に教育を
1983～1992年	国連障害者の10年	2003～2012年	新アジア太平洋障害者の10年
1986年	国際平和年	2004年	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
1987年	家のない人々のための国際居住年		
1990年	国際識字年	2005年	国際マイクロクレジット年
1990～2000年	第１次植民地主義撤廃のための国際の10年	2005～2014年	国連持続可能な開発のための教育の10年
1993年	世界の先住民の国際年	2005～2014年	第２次世界の先住民の国際の10年
1993～2002年	アジア太平洋障害者の10年	2005～2015年	「命のための水」国際の10年（2005年３月22日から）
1993～2003年	第３次人種主義および人種差別と闘う10年	**2005年～**	**人権教育のための世界計画**
1994～2004年	世界の先住民の国際の10年	2006年	砂漠と砂漠化に関する国際年
1995年	国連寛容年	2008年	国際言語年
1995～2004年	**人権教育のための国連10年**	2009年	国際和解年
1996年	貧困撲滅のための国際年	2010年	文化の和解のための国際年
1997～2006年	貧困撲滅のための国連の10年	2011年	アフリカ系の人々ための国際年
1999年	国際高齢者年		

公益財団法人人権教育啓発推進センター作成「人権について考える２０１３」から引用

日本が締結している主な人権関係条約

（2012年11月現在）

	名　　称	採択年月日	日本の締結年月日	内　　容
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約／A規約）	1966.12.16	1979. 6.21	労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利などのいわゆる社会権を主として規定したもの。
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約／B規約）	1966.12.16	1979. 6.21	人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下で、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権を中心に規定したもの。
3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965.12.21	1995.12.15	締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約。
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	1979.12.18	1985. 6.25	すべての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、女性も男性と同様に個人として等しく尊重されるべきであるとした条約。
5	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）	1949.12. 2	1958. 5. 1	売春と売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、個人、家族と社会の福祉をそこなうものとして、それを禁止した条約。
6	難民の地位に関する条約（難民条約）	1951. 7.28	1981.10. 3	難民の定義を定めるとともに、締約国に、難民を迫害の恐れがあるところに追放または送還しないこと、そして、自国に滞在する難民については、主として国内制度上の権利と保護を与えることを規定した条約。
7	難民の地位に関する議定書	1967. 1.31	1982. 1. 1	ここでは、難民条約で定められた難民の範囲を拡大しています。
8	婦人の参政権に関する条約（婦人参政権条約）	1953. 3.31	1955. 7.13	男女同権の原則に基づいて、男女が参政権を平等に共有及び行使することを定めた条約。
9	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	1984.12.10	1999. 6.29	拷問の範囲を明確にし、締約国に拷問防止のための法的義務を課して拷問を実効的に防止することや、拷問禁止に関する委員会を設けて国際的に監視すること等を内容とした条約。
10	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989.11.20	1994. 4.22	世界には貧しさや飢え、戦争などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そうした現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざした条約。
11	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2004. 8. 2	多くの地域での武力紛争により、子どもが兵士とされたり、暴力を受けたりしていることから、子どもの権利の実現を更に強化するために定められました。
12	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5.25	2005. 1.24	子どもの人身売買や、児童買春、児童ポルノなどの行為を犯罪と定め、そうした犯罪についての取締りの国際協力などを定めています。
13	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006.12.20	2009. 7.23	国家による不法な拘禁を禁止し、このような行為を「強制失踪犯罪」として処罰するための国際協力や再発の防止等について定めています。

※「障害者の権利に関する条約」及び同「選択議定書」については、2006(平成18)年12月13日に採択、2008(平成20)年5月3日に発効。
日本政府は2007(平成19)9月28日に署名しているが、批准していない。
※「児童の権利条約の通報に関する選択議定書」については、2011(平成23)年12月19日に採択された。

公益財団法人人権教育啓発推進センター作成「人権について考える2013」から引用

金沢市人権教育・啓発行動計画

平成 25(2013)年４月

発行／金沢市 市民局 人権女性政策推進課

〒920－8577　金沢市広坂１丁目１番１号

TEL　076-220-2095　　FAX　076-220-2030

E-mail:jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp

2015年春・北陸新幹線開業